

欧州連合
欧州連合商標に関する理事会規則
2016年3月23日 No. 207/2009
2016年3月23日施行
(2017年10月1日施行の条文は含まず)

目次

前文

第 I 編 総則

第 1 条 EU 商標

第 2 条 所管庁

第 3 条 行為能力

第 II 編 商標に関する法律

第 1 節 EU 商標の定義及び EU 商標の取得

第 4 条 EU 商標を構成することができる記号

第 5 条 EU 商標の所有者になることができる者

第 6 条 EU 商標を取得する手段

第 7 条 絶対的拒絶理由

第 8 条 相対的拒絶理由

第 2 節 EU 商標の効力

第 9 条 EU 商標によって与えられる権利

第 9a 条 包装その他の手段に係る準備行為を禁止する権利

第 9b 条 第三者に対する効力の発生日

第 10 条 辞書における EU 商標の複製

第 11 条 代理人又は代表者の名義により登録された EU 商標の使用の禁止

第 12 条 EU 商標の効力の制限

第 13 条 EU 商標により付与される権利の消尽

第 13a 条 侵害訴訟における抗弁としての、後の登録商標の所有者の訴訟参加権

第 14 条 侵害に関する国内法の補充的適用

第 3 節 EU 商標の使用

第 15 条 EU 商標の使用

第 4 節 所有権の対象としての EU 商標

第 16 条 EU 商標の国内商標としての扱い

第 17 条 移転

- 第 18 条 代理人の名義により登録された商標の移転
- 第 19 条 対物的権利
- 第 20 条 強制執行
- 第 21 条 破産手続
- 第 22 条 ライセンス許諾
- 第 23 条 第三者に対する効力
- 第 24 条 所有権の対象としての EU 商標出願

第 III 編 EU 商標出願

第 1 節 出願及びそれに適用される条件

- 第 25 条 出願
- 第 26 条 出願が遵守すべき要件
- 第 27 条 出願日
- 第 28 条 商品及びサービスの指定及び分類

第 2 節 優先権

- 第 29 条 優先権
- 第 30 条 優先権の主張
- 第 31 条 優先権の効果
- 第 32 条 連合出願と国内出願との同等性

第 3 節 博覧会による優先権

- 第 33 条 博覧会による優先権

第 4 節 国内商標の先順位の主張

- 第 34 条 国内商標に関する先順位の主張
- 第 35 条 EU 商標の登録後における先順位の主張

第 IV 編 登録手続

第 1 節 出願の審査

- 第 36 条 出願条件の審査
- 第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査

第 2 節 調査

- 第 38 条 調査報告書

第 3 節 出願の公告

- 第 39 条 出願の公告

第4節 第三者による所見及び異議申立

第40条 第三者による所見

第41条 異議申立

第42条 異議申立の審査

第42a条 権限の委任

第5節 出願の取下, 限定, 補正及び分割

第43条 出願の取下, 減縮及び補正

第44条 出願の分割

第6節 登録

第45条 登録

第V編 EU商標の存続期間, 更新, 変更及び分割

第46条 登録の存続期間

第47条 更新

第48条 変更

第48a条 名称又は宛先の変更

第49条 登録の分割

第VI編 放棄, 取消及び無効

第1節 放棄

第50条 放棄

第2節 取消の理由

第51条 取消の理由

第3節 無効の理由

第52条 無効の絶対的理由

第53条 無効の相対的理由

第54条 黙認の結果としての制限

第4節 取消及び無効の結果

第55条 取消及び無効の結果

第5節 取消又は無効に関する知財庁における手続

第56条 取消又は無効宣言を求める申請

第57条 申請の審査

第57a条 権限の委任

第 VII 編 審判請求

- 第 58 条 審判請求の対象とすることができる決定
- 第 59 条 審判を請求できる者及び審判請求手続の当事者となれる者
- 第 60 条 審判請求の期限及び形式
- 第 61 条 査定系事件における決定の訂正
- 第 63 条 審判請求の審理
- 第 64 条 審判請求に関する決定
- 第 65 条 司法裁判所への訴訟
- 第 65a 条 権限の委任

第 VIII 編 EU 団体標章

- 第 66 条 EU 団体標章
- 第 67 条 団体商標の使用に関する規約
- 第 68 条 出願の拒絶
- 第 69 条 第三者による所見
- 第 70 条 標章の使用
- 第 71 条 標章の使用規約の修正
- 第 72 条 侵害に対して訴訟を提起できる者
- 第 73 条 取消の理由
- 第 74 条 無効の理由

第 2 節 EU 証明標章

- 第 74b 条 EU 証明標章の使用に関する規約

第 IX 編 手続

第 1 節 一般規定

- 第 75 条 決定の基礎になる理由の陳述
- 第 76 条 知財庁が職権で行う事実審査
- 第 77 条 口頭手続
- 第 78 条 証拠調べ
- 第 79 条 通告
- 第 79b 条 知財庁への通信
- 第 79c 条 期限
- 第 80 条 決定の取消
- 第 81 条 原状回復
- 第 82 条 手続の継続
- 第 82a 条 手続の中断
- 第 83 条 一般原則への参照
- 第 84 条 財政上の義務の終了

第2節 費用

第85条 費用

第86条 費用額を定めた決定の強制執行

第3節 公衆の利用に供することができる情報及び加盟国当局の情報

第87条 EU商標の登録簿

第87a条 データベース

第87b条 決定についてのオンラインアクセス

第88条 ファイルの閲覧

第88a条 ファイルの調製

第89条 定期刊行物

第90条 行政協力

第91条 刊行物の交換

第4節 代理

第92条 代理の一般原則

第93条 職業代理人

第93a条 権限の委任

第X編 EU商標に関する管轄権及び訴訟手続

第1節 民事及び商事事件における判決に関する管轄権及び承認及び執行に関する欧州連合規則の適用

第94条 民事及び商事事件における判決に関する管轄権及び承認及び執行に関する欧州連合規則の適用

第2節 EU商標の侵害及び効力に関する紛争

第95条 EU商標裁判所

第96条 侵害及び効力に関する管轄権

第97条 国際管轄権

第98条 管轄権の範囲

第99条 効力の推定-実体的事項についての抗弁

第100条 反訴

第101条 準拠法

第102条 制裁規定

第103条 暫定的措置及び防御措置

第104条 関連した訴訟に関する特別規定

第105条 第2審のEU商標裁判所の管轄権—更なる上訴

第3節 EU商標に関するその他の紛争

第106条 EU商標裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する追加規定

第107条 国内裁判所の義務

第XI編 加盟国の法律に対する効果

第1節 2以上の商標を基礎とする民事訴訟

第109条 EU商標及び国内商標を基礎とする同時，かつ，承継する民事訴訟

第2節 EU商標の使用を禁止するための国内法の適用

第110条 EU商標の使用の禁止

第111条 特定の場所に適用される先の権利

第3節 国内商標出願への変更

第112条 国内手続の適用のための請求

第113条 変更請求の提出，公告及び移送

第114条 変更の方式要件

第XII編 知財庁

第1節 一般規定

第115条 法律上の地位

第116条 職員

第117条 特権及び免責

第118条 責任

第119条 言語

第120条 公告及び登録簿への登録

第121条

第123条 透明性

第123a条 秘密情報及び秘密情報とはされていないが，慎重な取り扱いを要する情報の保護に関する安全確保規則

第1a節 知財庁の職務及び集約を促進するための協力

第123b条 知財庁の職務

第123c条 慣行及び手段の集約を促進するための協力

第2節 管理委員会

第124条 管理委員会の機能

第125条 管理委員会の構成

第126条 管理委員会の議長

第127条 会合

第3節 常務理事

- 第 128 条 常務理事の職能
- 第 129 条 常務理事の任命及び解任並びにその任期の延長

第 4 節 手続の実行

- 第 130 条 権限
- 第 131 条 審査官
- 第 132 条 異議部
- 第 133 条 登録簿担当部
- 第 134 条 取消部
- 第 134a 条 一般的権限
- 第 135 条 審判部
- 第 136 条 審判部構成員の独立性
- 第 136a 条 審判部幹部会及び大審判体
- 第 136b 条 権限の委任
- 第 137 条 除斥及び忌避
- 第 137a 条 調停センター

第 5 節 予算及び財政の監督

- 第 138 条 予算委員会
- 第 139 条 予算
- 第 140 条 予算の準備
- 第 141 条 監査及び監督
- 第 141a 条 詐欺防止
- 第 142 条 会計監査
- 第 143 条 財政規定
- 第 144 条 手数料，料金及び納付期日
- 第 144a 条 手数料及び料金の納付
- 第 144b 条 納付がされたとみなされる日
- 第 144c 条 不十分な納付及び些少な金額の返還

第 XIII 編 標章の国際登録

第 1 節 一般規定

- 第 145 条 規定の適用

第 2 節 EU 商標出願及び EU 商標を基礎とする国際登録

- 第 146 条 国際出願の提出
- 第 147 条 国際出願の様式と内容
- 第 148 条 ファイル及び登録簿における記録
- 第 148a 条 基礎出願又は基礎登録の無効についての通告
- 第 149 条 国際登録の後での領域的拡張の請求

第 150 条 国際手数料

第 3 節 欧州連合を指定する国際登録

第 151 条 欧州連合を指定する国際登録の効力

第 152 条 公告

第 153 条 先順位

第 153a 条 知財庁に対して主張される先順位

第 154 条 商品及びサービスの指定並びに絶対的拒絶理由についての審査

第 155 条 調査

第 156 条 異議申立

第 157 条 国際登録による EU 商標の差替

第 158 条 国際登録の効力の無効

第 159 条 国際登録による欧州連合の指定の国内商標出願又は加盟国の指定への変更

第 160 条 国際登録の対象標章の使用

第 161 条 変更

第 XIV 編 最終規定

第 163 条 欧州連合委員会の手続

第 163a 条 委任の行使

第 165 条 連合の拡張に関する規定

第 165a 条 評価及び見直し

第 166 条 廃止

第 167 条 施行

付表 I 手数料金額

A. 本規則に基づいて知財庁に納付されるべき金額は次の通りとする (EUR(ユーロ)建)。

B. 国際事務局に支払う金額

前文

欧州連合理事会は、
欧州連合設立条約、特に、その第 308 条を顧慮し、
欧州連合委員会の提案を顧慮し、
欧州議会の意見を顧慮し、

(1) EU 商標に関する 1993 年 12 月 20 日理事会規則(EC)No. 40/94 は数回実質的に改正されたが、透明性及び合理性のため前記規則は成文化されるべきである。

(2) 適切に機能し、かつ、1 国内市場において取得するものと類似の条件を提供する域内市場を完成することにより、連合全域において、経済活動の調和した発展及び継続的、かつ、均衡のとれた伸展を促進することが望まれる。この種の市場を創設し、それを更に単一の市場にするため、商品及びサービスの自由な移動に対する障壁を除去し、競争が歪められないことを確実にする協定を創設しなければならないのみならず、更に、商品を製造し頒布するか又はサービスを提供するか何れにせよ、企業が連合の規模においてその活動を適用させることができる法的条件が創設されなければならない。これらの目的のために、連合全域において同一手段により企業の商品及びサービスの識別を可能にする商標は、国境に関係なく、企業が随意にできる法的文書の中で重要な役割を演じるべきである。

(3) 連合の前記目的を遂行するために、商標についての連合取極であって、それにより企業が 1 の手続制度により均一の保護が与えられ、かつ、その効果を連合全地域に及ぼす EU 商標を取得することができるものを定めることが必要であると認められる。本規則に別段の規定がない限り、このように記述された EU 商標の単一性の原則が適用されるべきである。

(4) 加盟国の法律により商標の所有者に与えられた権利の属地性という障害は、法律の近接化により除去することができない。企業の利益のために、共通の市場全体において制限されない経済活動を開放するために、全加盟国に直接適用することができる単一の連合法によって規制される商標を創設すべきである。

(5) 条約は、このような法的文書を確認する特別の権能を定めていないので、条約第 308 条が適用されるべきである。

(6) しかしながら、商標に関する連合法は、商標に関する加盟国の法律に代わるものではない。企業に自己の商標を EU 商標として登録出願するよう要求することが正当化されるとは事実上認められない。自己の商標の連合水準での保護を望まない企業にとって国内商標は引き続き必要とされる。

(7) EU 商標に係る権利は、登録による以外には取得されるべきでなく、特に、商標が、識別性を有さない場合、不法である場合又は先の権利と抵触する場合は、登録が拒絶されるべきである。

(8) EU 商標により与えられる保護は、特に、その役割が商標を出所表示として保証することにある、標章と記号間及び商品又はサービス間の同一性の場合には必須である。保護は、標章と記号間及び商品又はサービス間の類似性の場合についても適用されるべきである。混同の虞に関しては類似性の概念に解釈を与えるべきである。混同の虞、多数の要素次第による、特に、市場における商標の認識次第による高い評価、使用された又は登録された記号からの可能な連想、商標と記号間及び同一視された商品又はサービス間の類似性の程度がその保護のための特定の条件を構成すべきである。

(9) 商品の自由な流通の原則からすれば、EU 商標の所有者は、その商標の下に自己が又はそ

の同意を得て連合に流通させている商品について、所有者にとって商品を更に市場に出すことに反対する正当な理由がある場合を除き、第三者の使用を禁止することはできないということになる。

(10) 商標が実際に使用されている場合を除き、EU 商標又は EU 商標よりも前に登録されている商標を保護するための正当性はない。

(11) EU 商標は、それによって指定されている商品又はサービスに係る事業とは別に存在する所有権の対象とみなされるべきである。従って、EU 商標は、移転の結果として公衆が誤認させられることを防止すべき優先的な必要性に従うことを条件として、移転することができるようにすべきである。それはまた、第三者のために担保の対象とすることができ、また、ライセンスの対象とすることができるようにすべきである。

(12) 全ての商標に関し、本規則により創設される商標法を実施するために、連合水準での管理措置が必要とされる。従って、連合の現存する制度上の組織及び権限の均衡を保持しつつ、技術的事項については独立し、かつ、法律上、行政上及び財政上の自主性を有する連合域内における商標意匠の調和のための庁を設立することが必須である。このために、当該庁は、法人格を有し、本規則により与えられる実施権限を行使する連合の機関になるべきであること及び連合組織によって行使される権限を減じることなく、連合法の枠組みの中で運用することが必要であり、かつ、適切である。

(13) 知財庁が行った決定により影響を受ける者は、商標法の特性に適した方法で法律により保護されることを確実にする必要がある。そのために、審査官及び知財庁の種々の部署の決定に対し審判請求をするための規定が設けられている。決定の争われている部署がその決定を訂正しない場合は、当該部署は知財庁の審判部に審判請求を移送し、審判部はそれについて決定することになる。審判部の決定は、順次、争われている決定を無効とし又は変更するための管轄権を有する欧州連合の司法裁判所に対する訴訟に法的に従う義務がある。

(14) EC 条約第 225 条(1)第 1 段落に基づいて、欧州連合の第 1 審裁判所は第 1 審において、司法パネルに割り当てられた訴訟及び司法裁判所に法令により留保された訴訟を除き、特に EC 条約第 230 条にいう訴訟を審理して決定する管轄権を有する。審判部の決定を取消及び変更するために本規則が司法裁判所に与える管轄権は、裁判所によって第 1 審において相応に行使されるべきである。

(15) EU 商標の保護を強化するために、加盟国は、自国の国内制度を顧慮して、EU 商標の侵害及び効力の事項について管轄権を有する、できる限り限定した数の第 1 審及び第 2 審の国内裁判所を指定すべきである。

(16) EU 商標の効力及び侵害に関する決定は、裁判所と知財庁の側での矛盾した決定を防止し、かつ、EU 商標の単一性を揺るがせないことを確実にする唯一の方法であるが故に、効力を有し、かつ、連合の全域を包含しなければならない。管轄権並びに民事及び商事の判決の承認及び執行に関する 2000 年 12 月 22 日理事会規則(EC)No. 44/2001 は、本規則が前記規則を害する場合を除き、EU 商標に関する法律による全ての訴訟に適用される。

(17) 矛盾した判決は、同一の行為及び同一の当事者が関係し、かつ、EU 商標及び並行する国内商標を基礎として提起される訴訟において避けられるべきである。この目的のために、訴訟が同一の加盟国において提起されるときは、これが達成されるべき方法は、本規則により害されない国内の手続規則である一方、訴訟が異なった加盟国に提起されるときは、係争中の訴訟に関する規則を模した規定及び規則(EC)No. 44/2001 の訴訟に関係した規定が適切と

思われる。

(18) 知財庁の完全な自主性及び独立性を保証するために、収入が制度の利用者によって納付される手数料から主に得られる自主的な予算を認めることが必要であるとみなされる。ただし、連合の予算手続は、欧州連合の一般予算に請求することができる交付金に関係する限り、引き続き適用することができる。更に、会計監査は、会計監査院によって遂行されるべきである。

(19) 本規則の実施に必要な措置は、特に手数料規則及び実施規則について、委員会に与えられた実施権限を行使するための手続を定めている 1999 年 6 月 28 日理事会決定 1999/468/EC に従い採択されるべきである。

前述の故を以て、本規則を採択した。

第 I 編 総則

第 1 条 EU 商標

(1) 本規則に含まれる条件に従い、かつ、ここに定める方法で登録される商品又はサービスについての商標は、以下「EU 商標」という。

(2) EU 商標は、単一性を有する。それは、連合全域において等しい効力を有する。EU 商標は、連合全域以外には登録、移転又は放棄されることはなく、所有者の権利を取り消すか又はそれを無効と宣言する決定の対象とはならず、また、その使用を禁止されることもない。この原則は、本規則に別段の規定がない限り、適用される。

第 2 条 所管庁

(1) 欧州知的財産庁(以下、「知財庁」)を、本規則によって設立する。

(2) 欧州連合法における、連合域内における商標意匠の調和のための庁に対する言及は、全て「知財庁」への言及として読まれる。

第 3 条 行為能力

本規則を施行するため、会社、企業、その他の法的団体は、これらを規制する法律の用語に基づいて、これらが自己の名称であらゆる種類の権利義務を有し、契約を締結し又はその他の法律行為を行い、訴え及び訴えられる能力を有するときは、法人であるとみなされる。

第 II 編 商標に関する法律

第 1 節 EU 商標の定義及び EU 商標の取得

第 4 条 EU 商標を構成することができる記号

EU 商標は、視覚的に表示可能な何らかの記号、特に、個人の名称を含む語、模様、文字、数字、商品又はその包装の形状により構成することができる。ただし、それらの記号が 1 企業の商品又はサービスを他の企業のそれらと識別できることを条件とする。

第 5 条 EU 商標の所有者になることができる者

自然人又は法人は、公法に基づいて設立された公共事業体を含め、EU 商標の所有者になることができる。

第 6 条 EU 商標を取得する手段

EU 商標は、登録によって取得される。

第 7 条 絶対的拒絶理由

- (1) 次のものは、登録することができない。
 - (a) 第 4 条の要件に適合していない記号
 - (b) 識別性を欠く商標
 - (c) 商標であって、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用することができる記号又は表示のみによって構成されているもの
 - (d) 商標であって、通用語において、又は公正であり、かつ、確立した商慣習において、常用されるようになっている記号又は表示のみによって構成されているもの
 - (e) 次に記載する事項のみを構成要素としている記号
 - (i) 商品そのものの性質から生じる形状又はその他の特徴
 - (ii) 技術的成果を得るために必要な、商品の形状又はその他の特徴
 - (iii) 商品に本質的価値を与える形状又はその他の特徴
 - (f) 商標であって、公共の秩序又は一般に是認された道德規範に反するもの
 - (g) 商標であって、商品又はサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞を生じるような性質のもの
 - (h) 商標であって、権限を有する当局によって許可されておらず、かつ、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第 6 条の 3 の規定に従って拒絶されるべきもの
 - (i) 商標であって、パリ条約第 6 条の 3 に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含んでおり、かつ、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について権限を有する当局の同意がある場合は、この限りでない。
 - (j) 商標であって、原産地名称又は地理的表示の保護について定めている欧州連合法制若しくは国内法又は欧州連合若しくはその加盟国を当事者とする国際条約の規定により登録から排除されるもの
 - (k) 商標であって、ぶどう酒に関する伝統的用語の保護について定めている欧州連合法制又

は欧州連合を当事者としている国際条約の規定により登録から排除されるもの

(1) 商標であって、伝統的特産品保証の保護を定めている欧州連合法制又は欧州連合を当事者としている国際条約によって登録から排除されるもの

(m) 商標であって、植物品種権の保護について定めている欧州連合法制若しくは国内法又は欧州連合若しくは関連する連合加盟国が当事者である条約に従って登録されている、先の植物品種名称によって構成されているか、又はその主要部を複製するものであり、かつ、同一又は近似の種に係わる植物品種に関するもの

(2) (1)は、不登録事由が欧州連合の一部に限って存在する場合にも、適用する。

(3) (1) (b), (c)及び(d)は、その商標が、登録を求める商品又はサービスに関し、それを使用した結果、識別性を取得している場合には適用しない。

第8条 相対的拒絶理由

(1) 先の商標の所有者による異議申立があった場合には、出願されている商標は、それが次の条件に該当しているときは、登録されない。

(a) それが先の商標と同一であり、登録を出願している商品又はサービスが、保護されている先の商標に係る商品又はサービスと同一であること

(b) 先の商標との同一性又はそれとの類似性及び両商標の対象とされている商品又はサービスの同一性又は類似性を理由として、先の商標が保護されていた地域において、公衆の側に混同の虞がある場合。混同の虞には、先の商標との連想の虞を含む。

(2) (1)の適用上、「先の商標」とは、次のものを意味する。

(a) 次の種類の商標であって、その EU 商標の登録出願日より先である登録出願日を有するもの。この場合、該当するときは、それらの商標に関して主張される優先権を考慮する。

(i) EU 商標

(ii) 加盟国において、又はベルギー、オランダ若しくはルクセンブルクの場合には、ベネルクス知的財産庁において登録されている商標

(iii) 加盟国において効力を有する国際的取り決めに基づいて登録されている商標

(iv) 欧州連合において効力を有する国際的取り決めに基づいて登録されている商標

(b) 登録されることを条件として、(a)にいう商標出願

(c) 商標であって、EU 商標の登録出願日に、又は該当する場合には、EU 商標の登録出願に関して主張されている優先日に、パリ条約第6条の2において用いられている「周知の」用語の意味で加盟国において周知されているもの

(3) 商標所有者による異議申立があった場合において、商標所有者の代理人又は代表者が所有者の承諾を得ないで、その商標について同人の名義による登録の出願をしているときは、その商標を登録しない。ただし、その代理人又は代表者がその行為を正当化するときは、この限りでない。

(4) 単なる1地方を超えて業として使用されている無登録の商標又は他の記号の所有者による異議申立があったときは、出願された商標は、登録されない。ただし、その記号を規制する欧州連合法又は加盟国の法律によって、次の条件が満たされていることを条件とする。

(a) EU 商標の登録出願日又は EU 商標の登録出願に関して主張される優先日より前にその記号についての権利が取得されていること

(b) その記号がその所有者に、後続の商標の使用を禁止する権利を与えること

(4a) 原産地名称又は地理的表示から生じる権利の行使に係る関連法に基づいて権利を有する者からの異議申立があった場合において、出願された商標に関して次の事情があるときには、原産地名称又は地理的表示の保護を定めた欧州連合立法又は国内法の規定により、その商標は登録されない。

(i) 原産地名称又は地理的表示についての出願が既に、欧州連合立法又は国内法に従って、その EU 商標の登録出願日又はその出願に関して主張される優先日より前に行われていること(ただし、その後の登録を条件とする。)

(ii) その原産地名称又は地理的表示が、それに続く商標の使用を禁止する権利を与えること

(5) (2)の意味における先の登録商標の所有者からの異議申立があった場合において、出願された商標が先の商標と同一であるか又は類似しているときには、その商標は登録されないものとし、それが使用される商品又はサービスが先の商標の登録対象であるものと同一である、類似している、類似していないに拘わらず、同様とする。ただし、先の EU 商標の場合は、欧州連合内において名声を有していること又は先の国内商標の場合には、その当事国において名声を有しており、かつ、出願商標の正当な理由のない使用は、先の商標の識別性又は名声を不正に利用するか、又はそれを害する場合とする。

第2節 EU 商標の効力

第9条 EU 商標によって与えられる権利

(1) EU 商標の登録はその所有者に対し、その商標についての排他的権利を与える。

(2) EU 商標の出願日又は優先日より前に取得された所有者の権利に不利な影響を与えることなく、EU 商標の所有者は、次の条件に該当する記号を、その同意を得ていない全ての第三者が商品又はサービスに関して業として使用することを防止する権利を有する。

(a) 記号であって、EU 商標と同一であり、かつ、EU 商標の登録対象である商品又はサービスに関して使用されるもの

(b) 記号であって、EU 商標と同一であるか、又は類似しており、かつ、EU 商標の登録対象である商品又はサービスと同一であるか、類似しているものに使用されるもの。ただし、公衆の側に混同が生じる虞があることを条件とし、その混同の虞には、それらの記号と商標の間における連想の虞を含む。

(c) 記号であって、それが EU 商標の登録対象である商品又はサービスと同一である、類似している、又は類似していない商品又はサービスに関して使用されるか否かに係わりなく、EU 商標と同一であるか又は類似しているもの。ただし、後者が欧州連合において名声を有していること、かつ、正当な理由のない、その記号の使用が EU 商標の識別力又は名声の不当な利用になるか、又はそれを害することが条件となる。

(3) 次の事項は、特に、(1)に基づいて禁止することができる。

(a) 当該記号を商品又はその包装に付すること

(b) 当該記号の下に、商品を提供すること、商品を市販すること若しくはそれらの目的のために貯蔵すること又はサービスを提供若しくは供給すること

(c) 当該記号の下に、商品を輸入又は輸出すること

(d) 当該記号をトレード・ネーム若しくはカンパニー・ネーム又はそれらの一部として使用

すること

(e) 当該記号を営業用紙及び広告に使用すること

(f) 当該記号を欧州議会及び理事会の指令 2006/114/EC に反する方式で比較広告に使用すること

(4) EU 商標に係る出願日又は優先日より前に獲得された、所有者の権利は損なわれないものとするが、当該 EU 商標の所有者はまた、包装を含む商品が、第三国から来たものであり、また、その商品が、商標であって、その商品に関して登録されているものと同一であるか、又はその要部において当該商標と識別できないものを、許可を得ずして付している場合には、全ての第三者に対し、その商品を取引の過程において欧州連合に、そこでは自由放出がされないことを条件として、持ち込むことを防止する権利を有する。

第 1 段落の規定による、EU 商標の所有者の権利は、次の場合には消滅する。すなわち、知的財産権の実施についての税関業務に関する欧州議会及び理事会の規則(EU)No. 608/213 に基づいて開始される、EU 商標が侵害されたか否かを決定する手続において、その貨物の申告人又は所有者によって、当該 EU 商標の所有者は仕向け国の市場においてその商品を市販することを禁止する権利を有していない旨の証拠が提供された場合である。

第 9a 条 包装その他の手段に係る準備行為を禁止する権利

標章が付されている包装、ラベル、タグ、保証又は真正を示す特徴、図案その他の手段が、商品又はサービスに関して使用される虞が存在しており、当該使用が第 9 条(2)及び(3)に基づく、EU 商標所有者の権利を侵害することになる場合には、商標所有者は、次の行為が業として行われるときは、それを禁止する権利を有する。

(a) 標章を付することができる包装、ラベル、タグ、保証又は真正を示す特徴、図案その他の手段に、EU 商標と同一又は類似の記号を添付すること

(b) その標章を付することができる包装、ラベル、タグ、保証又は真正を示す特徴、図案その他の手段について、その販売の申出をする、若しくは販売する、又は輸入若しくは輸出すること

第 9b 条 第三者に対する効力の発生日

1. EU 商標によって与えられる権利は、その商標の登録に関する公告日から第三者に対して効力を有する。

2. EU 商標出願に関する公告日の後に生じる行為に関しては、それらの行為が、商標登録の公告後においてはその公告の効力によって禁止される場合には、合理的な補償を請求することができる。

3. 事件についての提起を受けた裁判所は、その登録が公告されるまでは、事件の実体について決定することができない。

第 10 条 辞書における EU 商標の複製

辞書、百科事典又はその他の同様な参考書籍における EU 商標の複製が、登録されている商標の対象である商品又はサービスの一般名称であるとの印象を与える場合は、EU 商標の所有者の請求により、その書籍の発行者は、遅くともその書籍の次の版において、その商標の複製にそれが登録商標である旨の表示を付すことを保証しなければならない。

第 11 条 代理人又は代表者の名義により登録された EU 商標の使用の禁止

EU 商標の所有者である者の代理人又は代表者が、当該所有者の許諾を得ないで、自己の名義でその商標を登録した場合であって、当該所有者がその商標の使用について許諾していないときは、当該所有者は、その代理人又は代表者によるその商標の使用に対し異議申立をすることができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につき正当であることを明らかにした場合は、この限りでない。

第 12 条 EU 商標の効力の制限

(1) EU 商標はその所有者に対し、第三者が業として次のものを使用することを禁止する権利を与えるものではない。

(a) 第三者が自然人である場合には、当該第三者の名称又は宛名

(b) 記号若しくは表示であって、識別性のないもの又は種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品生産若しくはサービス提供の時期若しくは商品又はサービスに関するその他の特徴に関するもの

(c) 商標所有者のものとして商品又はサービスを特定又は言及する目的での、その EU 商標。特に、その商標の使用が、付属部品又は代用部品に関して、製品又はサービスの用途を示すのに必要な場合に、適合する。

(2) (1)は、第三者による使用が産業又は商業的事項における誠実な慣行に従っている場合に限り適用する。

第 13 条 EU 商標により付与される権利の消尽

(1) EU 商標は、その所有者により又はその同意を得てその商標の下に欧州経済域において市販された商品について、その商標の使用を禁止する権利をその所有者に与えるものではない。

(2) 所有者が商品を更に市場に出すことに対し反対する合法的な理由がある場合、特に、商品が市販された後に、商品の状態が変更され又は損なわれた場合は、(1)は適用されない。

第 13a 条 侵害訴訟における抗弁としての、後の登録商標の所有者の訴訟参加権

(1) 侵害訴訟においては、EU 商標の所有者は、後に登録された EU 商標がこの規則の第 53 条(1)、(3)又は(4)、第 54 条(1)又は(2)又は第 57 条(2)に従って無効と宣言されない場合には、その使用を禁止する権利を有さない。

(2) 侵害訴訟においては、EU 商標の所有者は、後に登録された国内商標が欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/2436 第 8 条又は第 9 条(1)又は(2)又は第 46 条(3)に従って無効が宣言されない場合には、後に登録された国内商標の使用を禁止する権利を有さない。

(3) EU 商標の所有者が(1)又は(2)の規定により、後に登録された商標の使用を禁止する権利を有さない場合は、後に登録された商用の所有者は、侵害訴訟において、先の EU 商標の使用を禁止する権利を有さない。

第 14 条 侵害に関する国内法の補充的適用

(1) EU 商標の効力は、本規則の規定によってのみ規制される。その他の点で、EU 商標の侵害については、第 X 編の規定に従い国内商標の侵害に関する国内法によって規制される。

(2) 特に、民事責任及び不公正競争に関する加盟国の法律に基づいて訴訟が提起されている EU 商標に関しては、本規則が訴訟を阻止することはない。

(3) 適用すべき手続規則は、第 X 編の規定に従い決定される。

第 3 節 EU 商標の使用

第 15 条 EU 商標の使用

(1) 登録後 5 年の期間内に、所有者が EU 商標を、その登録の対象である商品又はサービスに関して真正な使用をしていなかった場合又は 5 年の期間中継続してその使用を中止していた場合には、その EU 商標は、不使用についての適切な理由があるときを除き、本規則に定める制裁の対象となる。

次のものも(1)の意味における使用を構成する。

(a) EU 商標であって、それが登録された形態における商標の識別性を変更しない要素において異なる形態によるものの使用。この場合、使用された形態での商標もその所有者の名義で登録されているか否かを問わない。

(b) EU 商標を専ら輸出の目的で、欧州連合内において商品又はその包装に付すこと

(2) 所有者の同意を得た上での EU 商標の使用は、所有者による使用を構成しているとみなす。

第 4 節 所有権の対象としての EU 商標

第 16 条 EU 商標の国内商標としての扱い

(1) 第 17 条から第 24 条までに別段の規定がない限り、所有権の対象としての EU 商標は、その全体において、かつ、連合の全域について、EU 商標の登録簿に従い、次の加盟国において登録された国内商標として取り扱われる。

(a) 当該日に所有者が所在地若しくは住所を有している加盟国

(b) (a) が適用されない場合は、当該日に所有者が施設を有している加盟国

(2) (1) により規定されていない場合は、同項にいう加盟国は、知財庁が所在している加盟国とする。

(3) 2 以上の者が共同所有者として EU 商標の登録簿に登録されている場合は、(1) は最初に記載されている共同所有者に適用される。これを欠くときは、共同所有者が記録されている順序により次位の共同所有者に適用される。(1) が共同所有者の何れにも適用されない場合は、(2) が適用される。

第 17 条 移転

(1) EU 商標は、登録されているその対象である商品又はサービスの一部又は全部について、事業の移転とは別に、移転することができる。

(2) 事業全体の移転は、移転を規制する法律に従い、反対の合意又は明確に別途指示する事情がある場合を除き、EU 商標の移転を含む。本規定は、事業の移転に対する契約上の義務に適用する。

(3) (2) を害することなく、EU 商標の譲渡は、それが判決の結果であるときを除き、書面に

より行うものとし、契約当事者の署名を必要とする。その他の場合は、その譲渡は無効とする。

(4) 移転のために、登録されている EU 商標の対象である商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について公衆を誤認させる虞があることが移転書面から明確である場合は、知財庁はその移転を登録しない。ただし、承継人が、EU 商標の登録を誤認させる虞のない商品又はサービスに限定することに同意する場合は、この限りでない。

(5) 移転については、当事者の 1 人の請求により、登録簿に登録して公告する。

(6) 移転が登録簿に登録されない限り、権原承継人は、EU 商標の登録から生じる権利を援用することができない。

(7) 知財庁に対し遵守すべき期限が存在する場合は、知財庁が移転の登録申請を一旦受領すれば、権原承継人は相応の陳述をすることができる。

(8) 第 79 条に従い、EU 商標の所有者に対する通知を必要とする全ての書類は、所有者として登録されている者に宛てられる。

第 18 条 代理人の名義により登録された商標の移転

商標の所有者である者の代理人又は代表者が、当該所有者の許可を得ないで、自己の名義で EU 商標を登録した場合は、商標の所有者は、その登録の自己への譲渡を請求する権利を有する。ただし、当該代理人又は代表者が自らの行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

第 19 条 対物的権利

(1) EU 商標は、事業から独立して、担保に供し又は対物的権利の対象とすることができる。

(2) (1)にいう権利は、当事者の 1 の請求により、これを登録簿に登録して公告する。

第 20 条 強制執行

(1) EU 商標は、強制執行により差し押さえることができる。

(2) EU 商標の強制執行についての手続に関しては、第 16 条に従い決定される加盟国の裁判所及び当局が専属管轄権を有する。

(3) 当事者の請求により、強制執行は登録簿に登録して公告する。

第 21 条 破産手続

(1) EU 商標に関わることがある唯一の破産手続は、債務者がその主な権利を有する領域を抱える加盟国において開始されるものである。

ただし、債務者が保険会社の再編及び解散に関する 2001 年 3 月 19 日欧州議会及び理事会の指令 2001/17/EC 並びに信用保証機関の再編及び解散に関する 2001 年 4 月 4 日欧州議会及び理事会の指令 2001/24/EC において各々定義された保険会社又は信用保証機関である場合は、EU 商標に関わることがある唯一の破産手続は、当該保険会社又は信用保証機関が認可されている同盟国において開始されるものである。

(2) EU 商標の共有の場合は、(1)を共同所有者の持分に適用する。

(3) EU 商標が破産手続に含まれる場合は、権限を有する国内当局の請求により登録簿にこの旨の記載を行い、第 89 条にいう EU 商標公報により公告する。

第 22 条 ライセンス許諾

(1) EU 商標は、登録されているその対象である商品若しくはサービスの一部又は全部について及び連合の全域又は一部についてライセンス許諾をすることができる。ライセンス許諾は、排他的又は非排他的とすることができる。

(2) EU 商標の所有者は、そのライセンス許諾契約における規定に違反するライセンシーに対し、次に関して当該商標により付与された権利を援用することができる。

(a) その期間

(b) 使用できる商標の登録に包含された形態

(c) 許諾されたライセンスの対象である商品又はサービスの範囲

(d) 商標を付すことができる領域、又は

(e) ライセンシーが生産する商品若しくは提供するサービスの品質

(3) ライセンス許諾契約の規定を害することなく、ライセンシーは、EU 商標の所有者が同意した場合にのみ、その商標の侵害について訴訟を提起することができる。ただし、商標の所有者が、正式の通知後、適切な期間内に自ら侵害訴訟の手続をとらない場合は、排他的ライセンスの所有者は当該訴訟を提起することができる。

(4) ライセンシーは、自己が受けた損害の賠償を請求するため、EU 商標の所有者が提起した侵害訴訟に参加する資格を有する。

(5) EU 商標に関するライセンスの許諾又は移転は、当事者の一方の請求により、登録簿に登録して公告する。

第 23 条 第三者に対する効力

(1) EU 商標に関して第 17 条、第 19 条及び第 22 条にいう法的行為は、登録簿に登録した後にのみ、全ての加盟国において第三者に対して効力を有する。ただし、当該行為は、それが登録される前は、その行為の日後に商標に係る権利を取得したが、その権利を取得した日にその行為を知っていた第三者に対して効力を有する。

(2) (1)は、事業全体の移転若しくはその他一般承継により EU 商標又は EU 商標に関する権利を取得する者の場合は、適用しない。

(3) 第 20 条にいう法的行為の第三者に対する効力は、第 16 条に従い決定される加盟国の法律によって規制される。

(4) 破産の分野における加盟国についての共通規則が効力を生じるときまでは、破産又は同様の手続の第三者に対する効力は、国内法又はこの分野で適用される条約の意味におけるそのような手続が最初に行われた加盟国の法律によって規制される。

第 24 条 所有権の対象としての EU 商標出願

第 16 条から第 23 条までは、EU 商標出願に適用される。

第 III 編 EU 商標出願

第 1 節 出願及びそれに適用される条件

第 25 条 出願

- (1) EU 商標の出願は、庁に対してしなければならない。
- (2) 庁は出願人に対して遅滞なく、少なくともファイル番号、商標の表示、説明その他の特定、書類の種類及び番号並びにその受領日を含む受領書を発行しなければならない。当該受領書は電子的手段によって発行することができる。

第 26 条 出願が遵守すべき要件

- (1) EU 商標の出願は次のものを含んでいなければならない。
 - (a) EU 商標の登録を求める願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 求める登録の対象とする商品又はサービスの一覧
 - (d) 商標の表示
- (2) EU 商標の出願は、納付であって、1 の類の商品又はサービスを対象とする出願手数料及び該当する場合には、最初の類を超える商品及びサービスの個々のクラスに対する 1 又は 2 以上の類の手数料及び該当する場合には、調査手数料に関するものを含んでいなければならない。
- (3) EU 商標の出願は、第 162 条(1)にいう実施規則(以下、「実施規則」という)に規定されている条件を遵守していなければならない。
- (4) 欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、出願に含まれるべき細目を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 27 条 出願日

EU 商標出願の出願日は、第 26 条(1)に指定した情報を含む書類が出願人によって知財庁に提出された日とするが、それらの書類の提出から 1 月以内に、出願手数料が納付されることを条件とする。

第 28 条 商品及びサービスの指定及び分類

- (1) 商標登録の出願対象である商品及びサービスは、1957 年 6 月 15 日の、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(「ニース協定」)によって定められている分類制度に従って分類されなければならない。
- (2) 商標による保護を求める商品及びサービスは、権限を有する当局及び経済運営者が、それのみを基にして、求められる保護の範囲を決定できるほどに明解、かつ、正確に、出願人によって特定されなければならない。
- (3) (2)の目的にとっては、ニース分類の類別表に含まれている一般的表示又は他の一般的用語を使用することができるが、それらが本条に規定した明解性及び正確性に関する必要条件を満たしていることを条件とする。
- (4) 知財庁は、不明瞭又は不正確な表示又は用語に係る出願は、知財庁が指定した期間内に、

出願人が受諾可能な文言を提示しない場合には、拒絶する。

(5) ニース分類の類別表の見出しの一般的表示を含む一般的用語の使用は、その表示又は用語に関する文言上の意味によって明瞭に包含されている全ての商品又はサービスを含んでいると解釈される。そのような用語又は表示の使用は、そのように理解することができない商品又はサービスの主張を含んでいるとは解釈されない。

(6) 出願人が2以上の類への登録を請求するときには、出願人はその商品及びサービスをニース分類の類に従って集約し、個々の群の最初に、商品又はサービスが属する群の類の番号を記載し、かつ、それらを類の順番に従って記載しなければならない。

(7) 商品及びサービスは、それらがニース分類の同一類に記載されていることを理由として、類似しているとみなしてはならない。商品及びサービスは、それらがニース分類の異なる類に記載されているということを理由として、それらが互いに類似していないとみなしてはならない。

(8) 2012年6月22日より前に出願し、ニース分類の見出し全体に関して登録されているEU商標の所有者は、同人の出願時における意図は、その類の見出しの字義的意味の対象とされているものを超える商品又はサービスに関して保護を求めることであった旨を申し立てることができるが、そのように指定される商品又はサービスが、出願時に有効であった版におけるニース分類でのその類に関するアルファベット順一覧に含まれていることを条件とする。申立書は2016年9月24日までに知財庁に提出しなければならない。また、同書は、明瞭、正確、かつ、特定の方法で、類の見出しの表示の文言的意味によって明らかに対象とされていたものでないものであって、所有者の意図において当初対象とされていた商品及びサービスを表示しなければならない。知財庁は、それに従って、登録簿を修正するための適切な措置をとる。この段落の最初の文節に従って申立をすることができるということは、第15条、第42条(2)、第51条(1)(a)及び第57条(2)の適用に不利な影響を及ぼさない。

第2文節で言及した期間内に申立がされなかったEU商標は、その期間の終了時から、関連する類の見出しに含まれている表示の文字的意味によって明瞭に対象とされている商品又はサービスに限って、適用されるものとみなす。

(9) 登録簿が修正された場合には、第9条に基づいてEU商標によって与えられる権利は、第三者が商品又はサービスに関して商標の使用を使用することを妨げないものとするが、その商品又はサービスに関するその商標の使用が次の条件に該当していることを条件とする。

(a) 登録簿が修正される前に開始されていたこと、及び

(b) その時の登録簿における商品及びサービスに関する記録の字義的意味を基にする所有者の権利を侵害していないこと。

さらに、登録簿に登録された、商品又はサービスの一覧の修正は、EU商標の所有者に対して、後の商標に対して異議申立をする、又は無効宣言を求める申請をする権利を与えないものとするが、下記の条件に該当していることが条件とされる。

(a) 登録簿が修正される前に、後の商標が使用されていたか、又は商品又はサービスに関し、その商標を登録する申請がされていたこと、及び

(b) それらの商品又はサービスに関するその商標の使用が、その当時の登録簿における商品又はサービスの記録の字義的意味に基づく、所有者の権利を侵害していなかった、又は侵害することにはならなかったこと

第2節 優先権

第29条 優先権

(1) パリ条約又は世界貿易機関の設立協定の何れかの締約国において若しくは締約国に関して正規に商標出願をした者又はその権原承継人は、その出願の対象である商品若しくはサービスと同一の又はそれに含まれる商品若しくはサービスについて同一の商標を EU 商標として出願する目的で、最初の出願日から6月の期間中優先権を享受する。

(2) 出願をした国の国内法に基づいて又は2国間若しくは多国間の条約に基づいて正規の国内出願と同等とされる各出願は、優先権を生じさせると認められる。

(3) 正規の国内出願とは、出願結果の如何を問わず、出願をした日付を確定するために十分な何らかの出願をいう。

(4) 同一の商品又はサービスについて最初の出願の対象となっていた商標であって、同一国において又は同一国に関して出願されたものの後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に供されないで、かつ、如何なる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶されたこと及び当該先の出願がまだ優先権主張の基礎とされていないことを条件として、優先権を決定するための最初の出願とみなされる。その後は、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

(5) 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関の設立協定の締約国でない国においてなされた場合は、(1)から(4)までは、その国が、公表された認定に従い、知財庁になされた最初の出願を基礎とし、かつ、本規則に定める条件と同等の条件に従うことを条件として、同等の効力を有する優先権を認める限りにおいてのみ、適用される。

第30条 優先権の主張

(2) 欧州連合委員会は履行行為を採択するものとし、(1)に従って、先の出願の優先権を主張するために提出すべき書類の種類を指定する。この履行行為は、第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第31条 優先権の効果

優先権は、何れの権利が優先するかを立証する目的で、優先日が EU 商標の出願日とみなされるという効果を有する。

第32条 連合出願と国内出願との同等性

出願日を与えられた EU 商標出願は、加盟国において正規の国内出願と同等のものとされ、該当する場合は、EU 商標出願についての優先権主張を伴う。

第3節 博覧会による優先権

第33条 博覧会による優先権

(1) EU 商標の出願人が、1928年11月22日にパリで署名され、1972年11月30日に最終改正された、国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会において、出願商標の下に商品又はサービスを展示した場合には、出願商標の下に商品又はサービスを

最初に展示した日から 6 月の期間内に出願をすることを条件として、第 31 条の意味における日から優先権を主張することができる。

(2) (1)の規定による優先権を主張しようとする出願人は、実施規則に定められている条件に基づいて、出願商標の下に商品又はサービスを展示したことの証拠を提出しなければならない。

(3) 加盟国又は第三国において認められた博覧会による優先権は、第 29 条に定める優先期間を延長するものではない。

(4) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、(2)に従って博覧会による優先権を主張するために提出すべき証拠の種類及び明細を指定する。

第 4 節 国内商標の先順位の主張

第 34 条 国内商標に関する先順位の主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録されている、又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録されている先の商標の所有者であって、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一であるか、若しくはその登録に含まれている商品又はサービスについて、EU 商標として同一の商標の登録出願をする者は、先の商標がその国において又はその国について登録されている当該先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 先順位は、EU 商標出願の所有者が先の商標を放棄する、又は消滅させる場合において、先の商標が継続して登録されていたときに、その者が有していたはずのものと同一の権利を継続して有していたものとみなす旨の本規則に基づく単一の効果を有する。

(3) EU 商標に関して主張される先順位は、先順位を主張する先の商標が無効であると宣言されるか、又は取り消される場合には、消滅する。

(5) 欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、本条第 1a 段落に従って、国内商標又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標の先順位を主張するために提出すべき書類の種類を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 35 条 EU 商標の登録後における先順位の主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録された先の同一商標の所有者であるか、又は加盟国において効力を有する国際登録をされた先の同一商標の所有者である EU 商標の所有者は、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一又はそれに含まれる商品又はサービスについて、先の商標がその国において又はその国について登録された加盟国に関して当該先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 第 34 条(2)及び(3)を適用する。

第 IV 編 登録手続

第 1 節 出願の審査

第 36 条 出願条件の審査

- (1) 知財庁は、次の事項について審査する。
 - (a) EU 商標出願が第 27 条に従い出願日の付与に関する要件を満たしているか否か
 - (b) EU 商標出願が本規則に定める条件及び実施規則に定める条件を満たしているか否か
 - (c) 該当する場合は、分類手数料が所定の期間内に納付されているか否か
- (2) EU 商標出願が(1)にいう要件を満たしていない場合は、知財庁は、出願人に所定の期間内に欠陥又は納付不履行を是正するよう請求する。
- (3) (1)(a)により認定された欠陥又は納付不履行が所定の期間内に是正されない場合は、その出願は EU 商標出願として処理されない。出願人が知財庁の要求に従う場合は、知財庁は、認定された欠陥又は納付不履行が是正された日を出願日として付与する。
- (4) (1)(b)により認定された欠陥が所定の期間内に是正されない場合は、知財庁はその出願を拒絶する。
- (5) (1)(c)により認定された納付不履行が所定の期間内に是正されない場合は、その出願は取下とみなされる。ただし、納付額が対象にしようとする商品又はサービスの範疇が明確である場合は、この限りでない。
- (6) 優先権主張に関する要件を満たさない場合は、その出願について優先権を喪失する結果となる。
- (7) 国内商標の先順位に関する要件を満たさない場合は、その出願について当該権利を喪失する結果となる。

第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査

- (1) 第 7 条に基づいて、商標が EU 商標出願により包含された商品又はサービスの一部又は全部について商標登録に不適切である場合は、その出願は、それら商品又はサービスについて拒絶される。
- (3) 出願人にその出願を取り下げ若しくは補正し又は所見を提出する機会を与える前に、出願を拒絶してはならない。

第 2 節 調査

第 38 条 調査報告書

- (1) 知財庁は、EU 商標の出願人が出願時に請求した場合には、欧州連合調査報告書(「EU サーチレポート」)を作成し、同書には、出願された EU 商標の登録に対して第 8 条に基づいて援用することができる、発見された先の EU 商標又は EU 商標出願を引用する。
- (2) EU 商標の出願時に、出願人が、加盟国の中央工業所有権官庁によって調査報告書が作成されることを要求し、かつ、出願手数料の納付期限内に該当する調査手数料を納付した場合には、知財庁は遅滞なく、EU 商標出願の写しを、各加盟国の中央工業所有権官庁であって、EU 商標出願に関する同国の登録簿について調査をする旨の決定を知財庁に通知しているものに

対し、送付する。

(3) (2)にいう、加盟諸国の中央工業所有権官庁の各々は、その調査報告を通知するものとし、同書は、先の国内商標、国内商標出願又は国際的取り決めに基づいて登録されており、当該同盟国又は関連する何れかの同盟国において効力を有している商標であって、その調査において発見され、EU 出願商標の登録に対して第 8 条に基づいて援用することができるものを引用するか、又は調査報告がそのような権利が明かにされなかった旨を述べる。

(4) 知財庁は、第 124 条に定める管理委員会(「管理委員会」)に諮問した後、報告書の態様及び内容を決定する。

(5) 知財庁は、個々の中央工業所有権官庁が作成した個々の調査報告に対し、(3)の規定による手数料を支払う。その金額は各官庁に対して同額とし、加盟国の代表の 4 分の 3 以上の多数決により採択された決定により、予算委員会が定める。

(6) 知財庁は EU 商標の出願人に対し、請求された EU 調査報告及び国内調査報告に対して受領した請求があったときには、その報告を送付する。

(7) EU 商標出願が公開されたときには、知財庁は、先の EU 商標又は EU 調査報告に引用されている EU 商標出願の所有者に対し、上記 EU 出願公告について通知する。後者は、出願人が EU 調査報告を受領することを請求していたか否かに拘わらず、適用するものとするが、先の登録又は出願の所有者がその通知を受領しないよう要求していたときはこの限りでない。

第 3 節 出願の公告

第 39 条 出願の公告

(1) EU 商標出願が満たすことを要求されている条件が満たされている場合には、その出願は、第 37 条の規定によって拒絶されていない範囲で、第 41 条の目的で公告される。

(2) 公告の後、出願が第 37 条に基づいて拒絶される場合には、その出願が拒絶された旨の決定が、それが確定したときに公告される。

(5) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、出願の公開に含まれるべき事項を定める。これらの実施行為は第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 4 節 第三者による所見及び異議申立

第 40 条 第三者による所見

(1) 自然人又は法人及びグループ又は団体であって、製造者、生産者、サービスの供給者、取引者、消費者を代表するものは、知財庁に対し、その商標は職権上、登録されるべきではなかった旨の、第 5 条及び第 7 条に基づく理由を説明する意見を提出することができる。

第 1 段落にいう人、グループ又は団体は、庁に対する手続の当事者とはならない。

(2) 第三者所見は、異議申立期間の終了前に、又はその商標に対する異議申立が既に提出されている場合には、異議申立に対する最終決定が行われる前に提出されなければならない。

(3) (1)にいう提出は、適切な場合には、庁が登録前の如何なる時点においても自発的に絶対的理由の審査を再開する権利を妨げるものではない。

(4) (1)にいう所見書は出願人に伝えられるものとし、後者はそれについて意見を述べることができる。

第 41 条 異議申立

(1) EU 商標出願の公告から 3 月以内に、その商標は第 8 条の規定により、登録を受けることができないという理由をもって、その商標の登録に対する異議申立書を提出することができる。それを提出することができるのは下記の者である。

(a) 第 8 条(2)にいう先の商標の所有者並びに第 8 条(1)及び(5)に関して、それらの商標の所有者により許諾されたライセンスー

(b) 第 8 条(3)にいう商標の所有者

(c) 第 8 条(4)にいう先の商標又は記号の所有者及び関連する国内法に基づいてそれらの権利を行使する権限を与えられている者

(d) 関連する欧州連合法制又は国内法に基づいて、第 8 条(4a)にいう権利を行使する権限を与えられている者

(2) 商標の登録に対する異議申立は、第 43 条(2)第 2 文の規定による、修正された出願の公告の場合にも、(1)に定められている条件に従って行うことができる。

(3) 異議申立は文書として表示しなければならず、また、その根拠とする理由を明示しなければならない。異議申立は、その手数料が納付されるまでは、正規に行われているとはみなさない。

(4) 知財庁が定める期間内に、異議申立人はその主張を支持する事実、証拠及び論議を提出することができる。

第 42 条 異議申立の審査

(1) 異議申立の審査において、知財庁は、必要とする度に、当事者に対して相手方又は知財庁が発した通信について、知財庁が定める期間内に所見を提出するよう求める。

(2) 出願人が請求する場合は、異議申立をした先の EU 商標の所有者は、EU 商標出願の出願優先日前 5 年間に、登録されている当該先の EU 商標の対象である商品又はサービスについてその商標を連合において誠実に使用しており、その商標を自己の異議申立の正当化のために引用することの証拠又は当該先の EU 商標が 5 年間以上登録されていることを条件として、不使用について正当な理由が存在することの証拠を提出しなければならない。この旨の証拠の提出がない場合は、異議申立は棄却される。登録されている当該先の EU 商標の対象である商品又はサービスの一部のみについて使用されていた場合は、当該商標は、異議申立の審査上当該一部の商品又はサービスについてのみ登録されているものとみなす。

(3) (2)は、連合における使用に代えて先の国内商標が保護されている加盟国における使用をもって、第 8 条(2)(a)にいう先の国内商標に適用する。

(4) 知財庁は、適切と考えるときは、当事者に対し、友好的な和解をするよう求めることができる。

(5) 異議申立の審査が EU 商標出願の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録することができない旨を明らかにするものである場合は、当該商品又はサービスに関してその出願を拒絶する。その他の場合は、異議申立は棄却される。

(6) 出願を拒絶する決定は、それが確定したときに公告される。

第 42a 条 権限の委任

欧州連合委員会は第 163a 条に従って、委任された行為を採択する権限を付与されるものとし、第 41 条及び第 42 条に定めた、異議申立の提出及び審査に関する手続の詳細を指定する。

第 5 節 出願の取下、限定、補正及び分割

第 43 条 出願の取下、減縮及び補正

(1) 出願人はいつでもその EU 商標出願を取り下げることに含まれている商品又はサービスの一覧を減縮することができる。出願が既に公告されていた場合には、取り下げ又は減縮も公告されなければならない。

(2) それ以外の点に関しては、EU 商標出願は、出願人の請求に基づき、出願人の名称及び宛先、文言又は複写の誤り又は明白な誤謬を訂正することによってのみ、修正することができる。ただし、これらの訂正が商標を実質的に変更しないこと、商品又はサービスの一覧を拡大しないことを条件とする。修正が商標の表示又は商品若しくはサービスの一覧に影響を及ぼすものであり、出願公告の後に行われる場合には、修正した形で公告さる。

(3) 欧州連合委員会は第 163a 条の規定に従って、委任された行為を採択する権限を付与されるものとし、出願の修正に関する手続の詳細を指定する。

第 44 条 出願の分割

(1) 出願人は、原出願に含まれている商品又はサービスの一部を 1 又は 2 以上の分割出願の対象とする旨を宣言することによって、その出願を分割することができる。分割出願の中の商品又はサービスは、原出願に残る商品若しくはサービス又は他の分割出願に含まれる商品若しくはサービスと重複してはならない。

(2) 分割宣言は、下記の時期までは、又は下記の期間中は、認められない。

(a) 原出願に対して異議申立が行われており、当該分割出願が、異議申立の対象である商品又はサービスの間分割を導入する効果を有する場合には、異議部の決定が確定するか、又は異議申立手続がそれ以外の形で最終的に終結するまで

(b) 実施規則に定められている期間中

(3) 分割宣言は、実施規則に定められている規定に従わなければならない。

(4) 分割宣言は手数料の納付を必要とする。手数料が納付されまでは、宣言はされたものとはみなさない。

(5) 分割は、原出願に関して知財庁が保管しているファイルに記録された日に効力を生じる。

(6) 原出願に関し、知財庁が分割宣言を受領する日より前に提出された全ての請求及び申請及び納付された全ての手数料は、1 又は 2 以上の分割出願に関しても提出された、又は納付されたものとみなす。分割宣言を受領される日より前に正規に納付された原出願の手数料は、返還されない。

(7) 分割出願は原出願の出願日、優先日及び先順位日を保持する。

(9) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、次に掲げる事項を指定する。

(a) (1) の規定に従って行われる出願の分割宣言に含まれるべき事項

(b) 出願についての分割宣言を処理する方法の明細。それによって、分割出願に関し、新規出願番号を含む別途のファイルが設置されるようにする。

(c) (8)の規定による，分割出願の公告に含まれるべき事項
これらの実施手続は，第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 6 節 登録

第 45 条 登録

(1) 出願が本規則に定めた要件を満たしており，かつ，異議申立通知が第 41 条(1)に定めた期間内に提出されないか，又は記録されている異議申立が取り下げ，拒絶若しくは他の処分によって最終的に処分されている場合には，その商標及び第 87 条(2)において言及する明細は登録簿に登録される。

(2) 知財庁は登録証を発行する。登録証は，電子的手段で発行することができる。知財庁は，登録証の認証謄本又は無認証謄本を発行するものとするが，それらの謄本が電子的手段でないものによって発行される場合には，手数料の納付を必要とする。

(3) 欧州連合委員会は実施手続を採択するものとし，(2)にいう登録証に記載されるべき事項及びその登録証の形式を指定する。これらの実施行為は第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第V編 EU商標の存続期間，更新，変更及び分割

第46条 登録の存続期間

EU商標は，出願日から10年間登録される。登録は，第47条に従い更に10年間更新することができる。

第47条 更新

(1) EU商標の登録は，EU商標の所有者又は同人から明示して許可されている者からの請求があったときは，更新することができる。ただし，手数料が納付済みであることを条件とする。

(2) 知財庁は，EU商標の所有者及びEU商標に関して登録された権利を有している者に対し，登録の満了について当該満了の少なくとも6个月前に通知する。当該通知の不履行は，知財庁の責任を伴うものでなく，登録の満了に影響を及ぼさない。

(3) 更新の請求は，登録満了前6月の期間内にしなければならない。更新のための基本手数料及び該当する場合には，最初の類を超える個々の商品又はサービスの類に対する1又は2以上の類の手数を納付しなければならない。これをしなかった場合には，登録満了後の6月以内に請求を行い，手数料を納付することができるが，更新手数料の納付遅延又は更新請求の提出遅延による追加手数料が前記の追加期間中に納付されることを条件とする。

(4) 更新の請求は，次のものを含まなければならない。

(a) 更新を請求する者の名称

(b) 更新されるべき商標の登録番号

(c) 登録されている商品又はサービスの一部のみについて更新を求める場合には，求める更新の対象である類若しくは商品及びサービス又は更新を求めない類若しくは商品及びサービスであって，ニース分類の類に従ってグループ化され，個々のグループの冒頭に，その商品又はサービスが属する分類の類の番号が付され，その分類の類の順番に従って記載されているもの。

(3)にいう納付がされた場合には，それが納付の目的を確認するのに必要な全ての表示を含んでいるときには，更新請求を構成しているとみなす。

(5) EU商標が登録されている商品又はサービスの一部に関して更新請求がされるか，又は手数料が納付された場合には，登録はそれらの商品又はサービスのみに関して更新される。納付される手数料が，求める更新の対象とする商品及びサービスの類の全てを包含するのに不十分である場合には，対象とする(1又は2以上)類が明らかなきときは，登録は更新される。そのような基準がない場合には，分類の順序に従って，その類を決定する。

(6) 更新は，既存の登録が満了した日の翌日から効力を生じる。更新は，登録される。

(7) 更新請求は(3)に定めた期間内に提出されたが，本条に定められている，更新に関する他の条件が満たされていない場合には，知財庁は出願人に対し，発見した不備について通知する。

(8) 更新請求が提出されないか，若しくは(3)に定めた期間の満了後に提出される場合又は手数料が納付されないか，若しくは該当する期間の満了後により早く納付される場合又は(7)にいう不備がそのための期間内に是正されない場合には，知財庁は，登録は満了したものと決定し，その旨をEU商標の所有者に通知する。その決定が確定した場合には，知財庁

は登録簿からその商標を削除する。抹消は、既存の登録が満了した日の翌日から効力を有する。更新手数料は納付されたが、登録は更新されない場合には、その手数料は返還される。

(9) 2以上の標章に関し、個々の商標にとって必要とされる手数料を納付することを条件として、1件の更新請求書を提出することができる。ただし、個々の事件における所有者又は代表者が同一人であることを条件とする。

第48条 変更

- (1) EU商標は登録期間中に又は登録の更新時に、登録簿において変更されることはない。
- (2) しかしながら、EU商標が所有者の名称及び宛名を含んでいる場合には、最初に登録された商標の同一性に実質的に影響しない変更は、所有者の請求に基づいて登録することができる。
- (3) 変更請求は、商標の変更されるべき要素及び変更した後でのその要素を含んでいなければならない。
- 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、変更請求に含まれるべき事項を指定する。これらの実施行為は、第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。
- (4) 請求は、所要の手数料が納付されるまでは、提出されたものとはみなさない。手数料が納付されていないか、又は全額は納付されていない場合には、知財庁は出願人にその旨を通知する。
- (5) 変更に関する登録の公告は、変更された後のEU商標の表示を含む。その変更によって自己の権利に影響が及ぶ可能性のある第三者は、公告後3月の期間内に登録に対する異議申立をすることができる。

第48a条 名称又は宛先の変更

- (1) 委員会は実施行為を採択するものとし、このパラグラフの第1サブパラグラフの規定による名称又は宛名の変更のための請求に含まれるべき事項を指定する。実施行為は第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第49条 登録の分割

- (1) EU商標の所有者は原登録に含まれている商品又はサービスの一部を1又は2以上の分割登録の対象とする旨を宣言することによって、その登録を分割することができる。分割登録における商品又はサービスは、原登録に残る又は他の分割出願に含まれるそれらと重複してはならない。
- (2) 分割の宣言は、次に記す時期までは認められない。
- (a) 原登録に対し、権利の取消又は無効宣言を求める申請が知財庁に申し入れられている場合において、当該分割宣言が、権利の取消を求める申請又は無効宣言を求める申請が対象としている商品又はサービスの間分割を導入する効果を有するときは、取消部の決定が確定するか、又は手続が別途最終的に終結するまで
- (b) 取消又は無効の宣言を求める反訴がEU商標裁判所に事件として提起されている場合において、当該分割宣言が反訴の対象である商品又はサービスの間分割を導入する効果を有するときは、EU商標裁判所の判決の記載が第100条(6)に従って登録簿に記録されるまで
- (3) 分割宣言は、実施規則に定められている規定を遵守しなければならない。

(4) 分割宣言は手数料の納付を必要とする。手数料が納付されるまでは、宣言はされたとはみなされない。

(5) 分割は、それが登録簿に登録された日に効力を生じる。

(6) 知財庁が分割宣言を受理する日より前に原登録に関して提出された請求又は申請の全て並びに納付された手数料の全ては(1 又は 2 以上の)分割登録に関しても提出されていた、又は納付されていたものとみなす。原登録に対する手数料であって、分割宣言が受理される日前に正規に納付されていたものは、返還されない。

(7) 分割登録は、原登録の出願日、優先日及び先順位日を維持する。

(8) 欧州連合委員会は実行行為を採択するものとし、以下の事項を指定する。

(a) (1)による、登録分割の宣言に含まれるべき事項

(b) 登録分割の宣言を処理する方法に関する事項。これにより、分割登録に関し、新規番号を含む、別途のファイルが設置されるようにする。

これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 VI 編 放棄, 取消及び無効

第 1 節 放棄

第 50 条 放棄

- (1) EU 商標は、その登録の対象である商品又はサービスの一部について放棄することができる。
- (2) 放棄はその商標の所有者により、知財庁に対し書面をもって宣言されなければならない。放棄は、それが登録簿に登録されるまでは効力を有さない。
- (3) 放棄は、登録簿に登録されている権利の所有者の同意がある場合に限り登録される。ライセンスが登録されている場合には、商標の所有者が放棄の意思をライセンシーに通知していることを証明する場合に限り、登録簿に登録される。この登録は、実施規則に定められている期間が満了したときに行われる。
- (5) 欧州連合委員会は、実施行為を採択し、(2)の規定による放棄の宣言に含まれるべき事項及び(3)の規定による第三者の同意を証明するために必要とされる書類の種類を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 2 節 取消の理由

第 51 条 取消の理由

- (1) EU 商標の所有者の権利は、次の場合は、知財庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として取り消されるべき旨を宣言される。
 - (a) 登録されている商標の対象である商品又はサービスについて、商標が連合内において継続して 5 年の期間内に誠実に使用されておらず、不使用に正当な理由が存在しない場合。ただし、5 年の期間が満了してから当該申請又は反訴がされる間に商標の真正な使用が開始され又は再開された場合は、何人も EU 商標における所有者の権利を取り消すべき旨を主張することができない。ただし、申請又は反訴が提出されるかもしれないことを所有者が知った後にのみ使用の開始又は再開の準備をした場合は、申請又は反訴の提出前 3 月以内の使用の開始又は再開であって、早くとも継続した 5 年の不使用期間が満了する日に開始されたものは、無視される。
 - (b) 所有者の行為又は無為の結果、登録されている商標の対象である製品又はサービスについて、その商標が取引上の普通名称となっている場合
 - (c) 登録されている商標の対象である商品又はサービスについて、商標がその所有者により又はその同意を得て使用された結果、その商標が、特に、商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を誤認させる虞がある場合
- (2) 登録されている EU 商標の対象である商品又はサービスの一部についてのみ権利の取消理由が存在する場合は、所有者の権利は、その商品又はサービスについてのみ取り消されるべき旨を宣言される。

第 3 節 無効の理由

第 52 条 無効の絶対的理由

(1) EU 商標は、知財庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、次の場合は、無効を宣言される。

- (a) EU 商標が第 7 条の規定に違反して登録されている場合
- (b) 出願人が悪意をもって商標の出願をしていた場合

(2) EU 商標が第 7 条(1)(b)、(c)又は(d)の規定に違反して登録されている場合であっても、それが使用された結果、登録されているその対象である商品又はサービスについて登録後に識別性を得ているときは、無効を宣言することはできない。

(3) 登録されている EU 商標の対象である商品又はサービスの一部についてのみ無効理由が存在する場合は、その商標は、その商品又はサービスについてのみ無効を宣言される。

第 53 条 無効の相対的理由

(1) EU 商標は、次の事情においては、知財庁への申請に基づき、又は侵害訴訟における反訴を基礎として、無効を宣言される。

(a) 第 8 条(2)にいう先の商標が存在しており、かつ、同条(1)又は(5)に定められている条件が満たされている場合

(b) 第 8 条(3)にいう先の商標が存在しており、かつ、同項に定められている条件が満たされている場合

(c) 第 8 条(4)にいう先の権利が存在しており、かつ、同項に定められている条件が満たされている場合

(d) 第 8(4a)条にいう先の原産地名称又は地理的表示が存在しており、かつ、同項に定められている条件が満たされている場合

第 1 文節にいう条件の全ては、EU 商標の出願日又は優先日に満たされていなければならない。

(2) EU 商標は、その使用が他の先の権利、特に、次の権利の保護を規制する欧州連合立法又は国内法に従って禁止することができる場合には、知財庁に対する申請に基づいて、又は侵害訴訟における反訴を基礎として、無効を宣言される。

- (a) 名称権
- (b) 個人の肖像権
- (c) 著作権
- (d) 工業所有権

(3) EU 商標は、(1)又は(2)にいう権利の所有者が、無効宣言を求める申請又は反訴の提出前にその EU 商標の登録について明確に同意している場合には、その無効を宣言することができない。

(4) (1)又は(2)にいう権利の 1 の所有者が前に、EU 商標を無効とすべき旨の宣言を申請していたか、又は侵害訴訟において反訴をしていた場合には、同人は、最初の申請又は反訴を支持するために引用することができた前記権利の内の他の権利を基礎として、無効宣言を求める新たな申請を提出すること、又は反訴を提起することができない。

(5) 第 52 条(3)を適用する。

第 54 条 黙認の結果としての制限

(1) EU 商標の所有者は、継続して 5 年の期間、連合において後の EU 商標が使用されている

ことを知りながらその使用を黙認していた場合は、もはや先の商標を基礎として後の商標の対象である商品若しくはサービスについて後の商標を無効とすべき旨の宣言を申請することはできない。ただし、後の EU 商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

(2) 第 8 条(2)にいう先の国内商標の所有者又は第 8 条(4)にいう他の先の記号の所有者は、継続して 5 年の期間、先の商標又は他の先の記号が保護されている加盟国において後の EU 商標が使用されていることを知りながらその使用を黙認していた場合は、もはや先の商標若しくは他の先の記号を基礎として後の商標の対象である商品若しくはサービスについて後の商標を無効とすべき旨の宣言を申請することはできない。ただし、後の EU 商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)にいう場合において、後の EU 商標の所有者は、先の権利がもはや後の EU 商標に対して援用することができないとしても、先の権利の使用に対して対抗する権利を有さない。

第 4 節 取消及び無効の結果

第 55 条 取消及び無効の結果

(1) EU 商標は、所有者の権利が取り消された範囲については、取消の申請日又は反訴日から本規則に規定する効力を有していなかったものとみなす。取消の理由の 1 が発生したより早い日は、当事者の 1 の請求により、決定において定めることができる。

(2) EU 商標は、その商標が無効と宣言された範囲については、初めから本規則に定める効力を有していなかったものとみなす。

(3) 商標の所有者側の不注意により若しくは公正の欠如により生じた損害の賠償請求又は不当利得の何れかに関する国内法の規定に従うことを条件として、商標の取消又は無効の遡及効は、次の事項には及ばない。

(a) 侵害に関する何らかの決定であって、最終決定として確定しており、かつ、その取消又は無効の決定前に執行されているもの

(b) 取消又は無効の決定前に締結された何らかの契約であって、その決定前に履行されているもの。ただし、当該契約に基づいて支払われた金額の返済については、事情により正当とされる範囲で、衡平の理由により、これを請求することができる。

第 5 節 取消又は無効に関する知財庁における手続

第 56 条 取消又は無効宣言を求める申請

(1) EU 商標の所有者の権利の取消を求める申請又はその商標が無効である旨の宣言を求める申請は、次に掲げる者が知財庁に提出することができる。

(a) 第 51 条及び第 52 条が適用される場合には、自然人又は法人及び製造者、生産者、サービスの提供者、取引業者又は需要者の利益を代表するために設立された団体であって、それを規制する法律の用語に基づいて、自己の名義で訴える、及び訴えられる能力を有する者

(b) 第 53 条(1)が適用される場合には、第 41 条(1)にいう者

(c) 第 53 条(2)が適用される場合には、同項にいう先の権利の所有者又は欧州連合法若しくは関連する加盟国の法律に基づいてその権利を行使する権原を有する者

(2) 申請は、理由を付した陳述書の形で提出しなければならない。手数料が納付されるまでは、申請書は提出されたものとはみなされない。

(3) 同一の対象事項及び訴因に関し、同一の当事者が関係している申請が知財庁又は第 95 条にいう EU 商標裁判所によってその本案について審理され、その申請に関する知財庁又は裁判所の決定が最終決定の権威を有している場合には、取消又は無効宣言を求める申請は認められない。

第 57 条 申請の審査

(1) 権利の取消又は無効宣言を求める申請の審査において、知財庁は、必要とする度に、当事者に対し、他の当事者からの又は知財庁自身が発した通信について知財庁が定める期間内に所見を提出するよう求める。

(2) EU 商標の所有者が請求するときは、無効手続の当事者となっている先の EU 商標の所有者は、無効宣言を求める申請の日前 5 年の期間中に、登録されている先の EU 商標の対象である商品又はサービスであって、かつ、先の EU 商標所有者の申請の正当性のために引用する商品又はサービスについて、先の EU 商標が連合において誠実に使用されていたことの証拠又は先の EU 商標がその申請日現在で 5 年間以上登録されていることを条件として、不使用について正当な理由が存在することの証拠を提出しなければならない。EU 商標の出願日又は優先日に、先の EU 商標が 5 年間以上登録されていた場合は、先の EU 商標の所有者は、前記に加えて、第 42 条(2)に含まれる条件がその申請日に満たされたことの証拠を提出しなければならない。この旨の証拠がない場合は、無効宣言を求める申請は棄却される。先の EU 商標は、登録されているその対象である商品又はサービスの一部についてのみ使用されていた場合は、無効宣言を求める申請を審査する目的で、当該一部の商品又はサービスについてのみ登録されているものとみなす。

(3) (2)は、第 8 条(2)(a)にいう先の国内商標が連合における使用のために保護されている加盟国における使用に代えて、当該先の国内商標に適用する。

(4) 知財庁は、それが適切であると認めるときは、当事者に友好的な和解をするよう求める。

(5) 権利の取消又は無効宣言を求める申請の審査の結果、登録されている商標の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録すべきでなかったことが明らかになった場合は、EU 商標の所有者の権利は、取り消され又は当該商品若しくはサービスについて無効を宣言される。その他の場合は、権利の取消又は無効宣言を求める申請は、却下される。

(6) EU 商標の所有者の権利の取消又は無効宣言を求める申請に関する知財庁の決定の記録は、それが確定したときに登録簿に登録される。

第 57a 条 権限の委任

欧州連合委員会は第 163a 条に従って委任される行為を採択する権限を付与されるものとし、第 56 条及び第 57 条にいう EU 商標の取消及び無効宣言に関する手続の明細並びに第 18 条にいう代理人の名称によって登録された EU 商標の移転について指定する。

第 VII 編 審判請求

第 58 条 審判請求の対象とすることができる決定

(1) 第 130 条(a)から(d)までに、及び適切な場合には、(f)に記載されている、知財庁の決定権行使部門の何れかによる決定については、審判を請求することができる。それらの決定は、第 60 条にいう審判請求期間が満了した後に限り効力を生じる。審判請求は、停止効力を有する。

(2) 当事者の 1 に関して手続を終了していない決定については、最終決定と共にのみ審判請求をすることができる。ただし、その決定が別個の審判請求を認める場合は、この限りでない。

第 59 条 審判を請求できる者及び審判請求手続の当事者となれる者

決定により不利な影響を受ける手続の何れの当事者も、審判請求をすることができる。当該手続の何れの他の当事者も、当然の権利として審判請求手続の当事者となる。

第 60 条 審判請求の期限及び形式

(1) 審判請求通知は、その対象とする決定についての通知の日の後、2 月以内に知財庁に対して書面によって提出しなければならない。審判請求通知は、審判請求手数料を納付した場合に限り、提出されたものとみなす。審判請求通知は、審判請求の対象となる決定が行われた手続の言語によって提出しなければならない。決定の通知の日から 4 月以内に、審判請求の理由を記載した陳述書を提出しなければならない。

(2) 当事者系手続においては、被告はその応答として、その審判請求において提起されていない論点に関する異議のある決定を無効とする、又は変更する決定を求めることができる。当該提出は、審判請求人がその手続を停止した場合には、効力を喪失する。

第 61 条 査定系事件における決定の訂正

(1) 審判請求を提出した当事者がその手続の唯一の当事者であり、かつ、その決定に不服を申し立てられている部門が審判請求を許容でき、かつ、根拠が十分であるとみなすときは、当該部門はその決定を訂正する。

(2) 当該決定が理由陳述書の受領後 1 月以内に訂正されない場合は、審判請求は、遅滞なく、かつ、本案についての意見を付すことなしに審判部に移送される。

第 63 条 審判請求の審理

(1) 審判請求が許容できるものである場合は、審判部は、審判請求が受理可能なものであるか否かを審理する。

(2) 審判請求の審理において、審判部は、必要とする度に、当事者に対し、他の当事者又は審判部自身が発した通信に関して審判部が定める期間内に意見を提出するよう求める。

第 64 条 審判請求に関する決定

(1) 審判部は、審判請求の許容可能性に関する審査の後、その審判請求について決定する。審判部は、審判請求をされた決定に対して責任を有する部門の管轄内にある権限を行使する

こと又はさらに続行するために、その事件を当該部門に差戻すことの何れかをするができる。

(2) 審判部が審判請求の対象である決定をした部門に手続遂行のために事件を差戻した場合には、その部門は事実が同一である限り、審判部の決定に拘束される。

(3) 審判部の決定は、第 65 条(5)に定める期間の満了日後又はその期間内に一般裁判所に対する訴訟が提起された場合には、当該訴訟の却下又は一般裁判所の決定について司法裁判所に対して提起された異議申立の却下の日からに限り効力を有する。

第 65 条 司法裁判所への訴訟

(1) 審判部の審判請求についての決定に対しては、裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) 訴訟は、権限の欠如、本質的な手続要件の違反、条約違反、本規則の違反又はその適用若しくは権利濫用に関する法令違反を理由として提起することができる。

(3) 裁判所は、争われている決定を無効とし又は変更する管轄権を有する。

(4) 訴訟は、審判部に対する手続の当事者であって審判部の決定により不利な影響を受けた何人も、これを提起することができる。

(5) 訴訟は、審判部の決定の通知の日から 2 月以内に、裁判所に提起しなければならない。

(6) 知財庁は、裁判所又は審決に対する不服申立の場合は司法裁判所の判決に従い必要な措置をとるよう要求される。

第 65a 条 権限の委任

欧州連合委員会は第 163a 条の規定に従い、委任された行為を採択する権利を与えられるものとし、下記事項について規定する。

(a) 第 60 条にいう審判請求通知の方式的内容及び審判請求通知の提出及び審査に関する手続

(b) 第 64 条にいう審判部決定の方式的内容及び形式

(c) 第 60 条にいう審判請求手数料の返還

第 VIII 編 EU 団体標章

第 66 条 EU 団体標章

(1) EU 団体標章は、その出願の際に団体標章として記述され、その所有者である団体の構成員の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる EU 商標である。製造者、生産者、サービスの提供者若しくは取引業者の団体であって、それらを規制する法律の用語に基づいて、自己の名称であらゆる種類の権利及び義務を有し、契約を締結し又はその他の法律行為をなし、訴え及び訴えられる能力を有するもの並びに公法によって規制される法人は、EU 団体標章の出願をすることができる。

(2) 第 7 条(1)(c)の適用を除外して、商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用されることがある記号又は表示は、(1)の意味における EU 団体標章を構成することができる。団体標章は、その所有者に第三者がそのような記号又は表示を業として使用することを禁止する権原を与えるものではない。ただし、その第三者が工業上又は商業上の誠実な慣行に従ってこれらの記号又は表示を使用することを条件とする。特に、そのような標章は、地理上の名称を使用する権原を有する第三者に対して援用することができない。

(3) 本規則の規定は、第 67 条から第 74 条までに別段の規定がない限り、EU 団体標章に適用する。

第 67 条 団体商標の使用に関する規約

(1) EU 団体標章の出願人は、所定の期間内にその標章の使用規約を提出しなければならない。

(2) 使用規約は、標章を使用する権限を有する者、その団体の構成員であるための条件及びそれが存在する場合には、制裁を含む使用条件を明示しなければならない。第 66 条(2)にいう標章の使用規約は、関係地域を出所とする商品又はサービスを有する者に標章の所有者である団体の構成員になる権限を与えるものでなければならない。

(3) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、(1)にいう規約に含まれるべき事項を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 68 条 出願の拒絶

(1) EU 団体標章の出願は、第 36 条及び第 37 条に定める EU 商標出願の拒絶理由に加えて、第 66 条若しくは第 67 条の規定を満たしていない場合又は使用規約が公の秩序若しくは一般に是認された道徳規範に反する場合は、拒絶される。

(2) EU 団体標章の出願はまた、公衆が標章の性質又は意味に関して誤認する虞がある場合、特に公衆が団体標章以外のものと解する虞がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、使用規約を修正した結果、出願人が(1)及び(2)の要件を満たす場合は、拒絶されない。

第 69 条 第三者による所見

第 40 条の規定に従って、EU 団体標章に関する所見書が知財庁に提出される場合には、それらの所見書は、第 68 条の規定により、EU 団体標章の出願は拒絶されるべきとの特定の理由を基にすることができる。

第70条 標章の使用

EU 団体標章を使用する権限を有する者によるその使用は、本規則の要件を満たすものでなければならない。ただし、本規則が EU 商標に関して課している他の要件を満たしていることを条件とする。

第71条 標章の使用規約の修正

- (1) EU 団体標章の所有者は、使用規約に修正があったときは、修正された規約を知財庁に提出しなければならない。
- (2) 修正された規約が第67条の要件を満たしていないか又は第68条にいう拒絶理由の1を含む場合は、その修正は登録簿に登録されない。
- (3) 第69条による書面が、使用規約の修正に関して提出される。
- (4) 本規則の適用上、使用規約の修正は、当該修正を登録簿に記入した日から初めて効力を生じる。

第72条 侵害に対して訴訟を提起できる者

- (1) ライセンシーの権利に関する第22条(3)及び(4)の規定は、EU 団体標章を使用する権限を有する各人に適用される。
- (2) EU 団体標章の所有者は、標章の権限のない使用の結果その標章を使用する権限を有する者が損害を受けた場合は、その権限を有する者の代理として損害賠償の請求をする権限を有する。

第73条 取消の理由

第51条に定める取消の理由とは別に、EU 団体標章の所有者の権利は、次の場合は、知財庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として取り消される。

- (a) その所有者が、使用規約において定められ、該当する場合はその修正が登録簿に記載されている使用の条件(存在する場合)と相容れない方法により標章が使用されるのを防止する合理的な措置をとらない場合
 - (b) 標章が所有者によって使用されているその方法が、第68条(2)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせている場合
 - (c) 標章の使用規約の修正が、第71条(2)の規定に違反して登録簿に記載されている場合。
- ただし、使用規約を更に修正することによって、標章の所有者が同項の要件を満たす場合は、この限りでない。

第74条 無効の理由

第52条及び第53条に定める無効とは別に、第68条の規定に違反して登録されている EU 団体標章は、知財庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、無効を宣言される。ただし、使用規約を修正することによって、標章の所有者が同条の要件を満たす場合は、この限りでない。

第2節 EU 証明標章

第 74b 条 EU 証明標章の使用に関する規約

(3) 欧州連合委員会は実施手続を採択するものとし、本条(2)にいう規約に含まれるべき事項を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 IX 編 手続

第 1 節 一般規定

第 75 条 決定の基礎になる理由の陳述

知財庁の決定は、その基礎になる理由を述べなければならない。決定は、関係当事者がその意見を提出する機会を有していた理由又は証拠のみを基礎としなければならない。

第 76 条 知財庁が職権で行う事実審査

- (1) 知財庁における手続においては、知財庁は職権で事実審査をする。ただし、登録の相対的拒絶理由に関する手続においては、その審査は当事者によって準備された事実、証拠及び抗論並びに求められている救済に限定される。第 52 条の規定によって行われる無効手続においては、知財庁はその審査を当事者が提出する理由及び抗論に限定しなければならない。
- (2) 知財庁は、当事者から期限内に提出されなかった事実又は証拠を無視することができる。

第 77 条 口頭手続

- (1) 口頭手続が便宜であると知財庁が判断する場合には、知財庁の提案又は手続当事者の請求の何れかにより、口頭手続が行われる。
- (2) 審査官、異議部及び商標管理法務部に対する口頭手続は公開されない。
- (3) 決定の言い渡しを含む取消部及び審判部での口頭手続は、公衆の参加が特に手続の当事者にとって重大、かつ、不当な不利益をもたらす可能性がある場合において、手続をしている部門が別段の決定をしない限り、公開される。
- (4) 欧州連合委員会は第 163a 条に従って、委任された行為を採択する権限が与えられるものとし、第 119 条の規定による言語の使用に関する取り決めの詳細を含め、口頭手続のための取り決めの詳細を指定する。

第 78 条 証拠調べ

- (1) 知財庁における手続においては、証拠を与える、又は取得する手段は、次のものを含む。
 - (a) 当事者の聴聞
 - (b) 情報の請求
 - (c) 書証及び物証の提出
 - (d) 証人の聴聞
 - (e) 鑑定人の意見
 - (f) 書面による陳述であって、宣誓されている、確認されている、又は陳述が作成された国の法律に基づいて類似の効果を有するもの
- (2) 関係する部門は、提示された証拠を審査することを、その構成員の 1 人に委任することができる。
- (3) 知財庁が、当事者、証人又は鑑定人が口頭で証拠を提出する必要がある考える場合には、知財庁は、関係当事者に対して知財庁に出頭するよう召喚状を発行する。
- (4) 当事者は知財庁における証人又は鑑定人の聴聞について通知を受ける。当事者は、出席し、証人又は鑑定人に質問をする権利を有する。

(6) 欧州連合委員会は、第 163a 条の規定に従って委任される行為を採択する権利を与えられるものとし、証拠調べに関する詳細な取り決めを指定する。

第 79 条 通告

(5) 欧州連合委員会は、第 163a 条に従って委任される行為を採択する権限を与えられるものとし、通知のための手続の詳細を指定する。

第 79b 条 知財庁への通信

(2) 欧州連合委員会は、第 163a 条に従って委任される手続を採択する権限を与えられるものとし、知財庁に対する手続の当事者が使用すべき、電子的通信手段を含む通信手段についての規則及び知財庁によって利用可能とされる様式を指定する。

第 79c 条 期限

(5) 欧州連合委員会は、第 163a 条に従って委任される行為を採択する権限を与えられるものとし、期間の計算及び存続期間に関する詳細を指定する。

第 80 条 決定の取消

(3) 欧州連合委員会は、第 163a 条に従って委任される行為を採択する権限を与えられるものとし、決定の取消又は登録簿における登録事項の抹消のための手続を指定する。

第 81 条 原状回復

(1) EU 商標の出願人若しくは所有者又は知財庁における手続の他の当事者であって、置かれた状況により必要とされる全ての当然の注意にも拘らず、知財庁に対する期限を遵守することができなかった者は、遵守の障害が本規則の規定のために権利又は救済手段の喪失をもたらすという直接的結果を有する場合は、申請により、自己の権利を原状回復させることができる。

(2) 当該申請は、期限遵守の障害がなくなったときから 2 月以内に書面により提出しなければならない。遺漏行為は、この期間内に追完しなければならない。申請は、不遵守の期間の満了直後の 1 年以内に限り許容することができる。登録の更新請求の不提出又は更新手数料の不納付の場合は、第 47 条(3)第 3 文に定める 6 月の追加期間は、この 1 年の期間から差し引かれる。

(3) 当該申請は、それが基礎とする理由を付し、それが依拠する事実を述べなければならない。当該申請は、権利の原状回復の手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。

(4) 遺漏行為について決定する権限のある部門は、当該申請について決定する。

(5) 本条は、(2)、第 41 条(1)及び(3)並びに第 82 条にいう期限については適用しない。

(6) EU 商標の出願人又は所有者は、自己の権利を原状回復した場合は、出願又は EU 商標における権利の喪失からそれらの権利の原状回復についての公告がされるまでの期間中、EU 商標と同一又は類似の記号の下に公正に商品を市販し、又はサービスを提供していた第三者に対し、自己の権利を援用することができない。

(7) (6)の規定を利用することができる第三者は、EU 商標の出願人又は所有者の権利を原状

回復する決定に対し、それらの権利の原状回復についての公告の日から 2 月以内に、第三者手続を提起することができる。

(8) 本条の何れの規定も、本規則に定める期限について原状回復を認める加盟国の権利及びそのような国の当局に対し遵守されるべき権利を制限するものではない。

第 82 条 手続の継続

(1) EU 商標の出願人若しくは所有者又は知財庁における他の手続の当事者であって、知財庁に対する期限遵守を怠ったものは、請求することによって手続の継続を得ることができる。ただし、当該請求時に遺漏行為が実行済みであることを条件とする。手続の継続請求は、不遵守期限の経過後 2 月以内に提出された場合に限り許容される。当該請求は、手続継続のための手数料が納付されるまでは提出されたとはみなされない。

(2) 本条は、第 25 条(3)、第 27 条、第 29 条(1)、第 33 条(1)、第 36 条(2)、第 41 条、第 42 条、第 47 条(3)、第 60 条、第 62 条、第 65 条(5)、第 81 条、第 112 条に定めた期限又は本条に定めた期限又は第 30 条の意味における優先権、第 33 条の意味における博覧会による優先権若しくは第 34 条の意味における先順位を出願後に主張するために実施規則によって定めた期限には適用しない。

(3) 遺漏行為について決定する権限を有する部門が、出願に関して決定する。

(4) 知財庁が出願を受け入れた場合には、期限不遵守による帰結は生じなかったものとみなす。決定が期限の満了時から手続継続の請求の間に行われた場合には、脱漏した行為に関する決定権を持つ部門がその決定を再審査し、かつ、遺漏行為の完了自体で十分である場合には、異なる決定をする。再審査の後、知財庁が原決定を変更する必要はないとの結論に達した場合には、書面をもってその決定を確認する。

(5) 知財庁が出願を棄却した場合は、手数料は還付される。

第 82a 条 手続の中断

(3) 欧州連合委員会は、第 163a 条に従って委任される行為を採択する権限を与えられるものとし、知財庁に対する手続の再開のための手続の詳細を指定する。

第 83 条 一般原則への参照

本規則、実施規則、手数料規則又は審判部の手続規則において、手続について規定していない場合は、知財庁は、加盟国において一般的に是認されている手続法の原則を考慮する。

第 84 条 財政上の義務の終了

(1) 手数料の納付に対する知財庁の権利は、手数料を納付すべき暦年の年末から 4 年後に消滅する。

(2) 手数料の還付又は手数料の超過納付額についての知財庁に対する権利は、その権利が生じた暦年の年末から 4 年後に消滅する。

(3) (1) 及び(2)に定めた期間は、(1)の場合にあっては手数料の納付請求により、(2)の場合にあっては理由を付した書面による請求により中断する。中断により、その期間は直ちに再開し、当初それが始まった年の年末から遅くとも 6 年後に終了する。ただし、その権利を行使するための訴訟上の手続が他方で開始されていた場合は、この限りでない。この場合は、

その期間は、判決が確定した後早くとも1年後に終了する。

第2節 費用

第85条 費用

(1) 異議申立手続、取消手続、無効宣言を求める手続又は審判請求手続における敗者は、相手方当事者が負担した手数料並びに代理人、顧問又は弁護人の旅費、日当及び報酬を含め、第119条(6)を害することなく、その手続に不可欠であり、相手方当事者が負担した全ての費用を、実施規則に定める条件に基づいて各費用の種類について定められた割合の限度内で負担する。

(1a) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、その手続にとって必要であり、勝った当事者が実際に負担する費用の最大料率を指定する。実施行為は、第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。

旅費及び日当に関するそれらの金額を定めるときは、欧州連合委員会は、当事者、代理人、証人又は鑑定人の居住又は事業の場所と口頭手続が行われる場所との距離、費用が生じた手続の段階を考慮に入れなければならない。また、第93条(1)の意味における代理人の費用に関しては、その費用を負担する義務を確保する必要があるが相手方当事者による戦略的理由によって濫用されることを認めてはならない。

日当は、理事会規則(EEC, Euratom, ECSC)No. 259/68に定められている、欧州連合幹部職員に関する規則及び欧州連合の他の公務員に関する雇用条件に従って計算されなければならない。

敗れた当事者は1の相手方の、及び該当する場合は、1の代理人の費用のみを負担する。

(2) ただし、各当事者が一部で成功し、他の項目で失敗した場合又は衡平の理由がそのように指示するときは、異議部、取消部又は審判部は異なった費用の割り当てを決定する。

(3) EU商標出願、異議申立、権利の取消を求める申請、無効宣言を求める申請又は審判請求を取り下げることにより、EU商標の登録を更新しないことにより、又はEU商標を放棄することにより、手続を終了させる当事者は、(1)及び(2)に規定する相手方当事者が被った手数料及び費用を負担しなければならない。

(4) 事件が判決に至らない場合には、費用の決定は異議部、取消部又は審判部の裁量に委ねられる。

(5) 当事者が異議部、取消部又は審判部に対し前記各項に定める費用と異なる費用について和解に達した場合には、関係部門はその合意内容について留意する。

(6) 異議部、取消部又は審判部は、支払われるべき費用が知財庁に納付された手数料及び代理費用に限定されているときは、前各項に従い支払われるべき費用を決定する。その他の全ての場合には、審判部登録課又は異議部若しくは取消部の職員の構成員が請求に基づいて償還されるべき費用額を決定する。当該請求は、当該費用の決定を求める申請に対する決定が確定した日から2月以内に限り許容される。そのように決定された金額は、所定の期間内に提出された請求に基づいて、異議部、取消部又は審判部の決定により再審査することができる。

第 86 条 費用額を定めた決定の強制執行

- (1) 費用の額を定めた知財庁の最終決定は、強制執行することができる。
- (2) 強制執行は、それが執行される国の領域において施行されている民事訴訟法の規定に準拠する。各加盟国は、(1)にいう決定の真正性を確認する権限を有する単一の機関を指定し、連絡のための明細を知財庁、司法裁判所及び欧州連合委員会に通知する。決定に関する強制執行命令は、唯一の手続として、当該決定の真正性についての確認を添え、その当局の決定に追加される。
- (3) 関係当事者の請求に基づいてこれらの手続が完了したときは、その関係当事者は、国内法に従い、権限を有する当局に直接請求して強制執行を行うことができる。
- (4) 強制執行は、司法裁判所の決定によってのみ中止することができる。ただし、関係国の裁判所は、強制執行が不規則な方法で執行されている旨の告訴についての管轄権を有する。

第 3 節 公衆の利用に供することができる情報及び加盟国当局の情報

第 87 条 EU 商標の登録簿

- (1) 知財庁は EU 商標の登録簿を調製し、それを最新のものにしておかなければならない。
- (2) 登録簿は、EU 商標出願及び登録に関する下記事項を含んでいなければならない。
 - (a) 出願日
 - (b) 出願番号
 - (c) 出願についての公告日
 - (d) 出願人の名称及び宛先
 - (e) 第 92 条(3)第 1 文にいう代理人でない場合の、代理人の名称及び事業用宛先
 - (f) その商標の表示であって、その性質についての指摘を伴うもの及び該当する場合には、その標章の説明
 - (g) 商品及びサービスの、名称による表示
 - (h) 第 30 条の規定による、優先権主張の明細
 - (i) 第 33 条の規定による、博覧会優先権主張の明細
 - (j) 第 34 条にいう先の登録商標についての先順位の主張の明細
 - (k) 第 7 条(3)による陳述であって、その標章が、それについてされた使用の結果、識別性を有するようになった旨のもの
 - (l) その標章が団体標章である旨の表示
 - (n) 出願に使用された言語及び第 119 条(3)の規定により、出願人がその出願に関して表示した第 2 言語
 - (o) 登録簿へのその標章の登録日及び登録番号
 - (p) 出願が、本規則第 161 条の規定による、欧州連合を指定する国際登録の変更の結果である旨の陳述であって、マドリッド協定第 3 条(4)の規定による国際登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)の規定による国際登録に続く欧州連合への領域的適用が記録された日及び該当する場合には、国際登録の優先日を添えたもの
- (3) 登録簿はまた、下記事項を含むものとし、その各々には当該事項を登録した日が付される。
 - (a) EU 商標の所有者の名称、宛名若しくは国籍の変更又はその所有者が本拠若しくは所在地

若しくは営業所を有している国の変更

- (b) 第 92 条(3)第 1 文にいう代理人以外の代理人の名称又は事業用宛名の変更
 - (c) 新たな代理人を指名したときには、その代理人の名称及び事務所
 - (d) 第 43 条及び第 48 条の規定による標章の修正又は変更及び誤りの訂正
 - (e) 第 71 条の規定による、団体標章の使用規約の変更についての通知
 - (f) 第 35 条の規定による、第 34 条にいう、登録された先の商標の先順位に関する主張の明細
 - (g) 第 17 条の規定による、全部又は一部の移転
 - (h) 第 19 条の規定による、対物的権利の設定又は移転及び当該対物的権利の性質
 - (i) 第 20 条の規定による強制執行及び第 21 条の規定による債務超過手続
 - (j) 第 22 条の規定による、ライセンスの付与又は移転及び該当する場合は、ライセンスの種類
 - (k) 第 47 条の規定による、登録の更新、その効力の発生日及び第 47 条(4)による限定がある場合には、その限定
 - (l) 第 47 条の規定による、登録満了の決定に関する記録
 - (m) 第 43 条及び第 50 条の各々の規定による、商標所有者による取下げ又は放棄の宣言
 - (n) 提出日及び明細であつて、第 41 条の規定による異議申立、第 56 条の規定による申請又は取消若しくは無効宣言若しくは第 60 条の規定による審判請求についての反訴に関するもの
 - (o) 異議申立、第 57 条(6)又は第 100 条(6)第 3 文の規定による申請若しくは反訴又は第 64 条の規定による審判請求に関する決定日及び内容
 - (p) 第 11 条(2)の規定による、変更請求の受領についての登録
 - (q) (2)(e)の規定により記録された代理人の取消
 - (r) 国内標章の先順位の取消
 - (s) 本号(パラグラフ)(h)、(i)及び(j)にいう項目の登録簿に関する変更又は登録簿からの取消
 - (t) 第 157 条の規定による、国際登録による EU 商標の取替
 - (u) 第 148 条(1)の規定による、EU 商標として登録されていた、EU 商標出願を基礎とする国際登録の日付及び番号
 - (v) 第 148 条(2)の規定による、EU 商標を基礎とする国際登録の日付及び番号
 - (w) 第 44 条の規定による、出願の分割及び第 49 条の規定による、登録の分割、これには分割出願に関する、(2)にいう項目並びに修正後の原登録の商品及びサービスの一覧を付記する
 - (x) 第 80 条の規定による、決定の登録簿からの取消又は登録、ただし、取消が、公告された公告された決定又は登録に関係している場合とする。
- (4) 常務理事は、本条(2)及び(3)に定めた以外の事項を、第 123 条(4)の規定に従うことを条件として、登録簿に登録するよう決定することができる。
- (5) 登録簿は電子的形態で維持することができる。知財庁は、個人データを含む、(2)及び(3)にいう項目を、(9)に定める目的のために、収集し、組織し、公共のものとし、また、保管することができる。知財庁は、登録簿を公衆が容易に閲覧できるようにしておかなければならない。

- (6) EU 商標の所有者は、登録簿における変更について通知を与えられる。
- (7) 知財庁は請求及び手数料の納付があったときは、認証又は無認証謄本を提供する。
- (8) パーソナルデータを含む、(2)及び(3)に定めた事項に関するデータの処理は、下記の目的のために行われる。
- (a) この規則において記述されている出願及び/又は登録並びにその規定により、採択された手続を管理すること
 - (b) 公共当局及び経済担当部門が、本規則によって与えられた権利を行使することを可能にし、及び第三者に属する先の権利の存在を通知されるようにするために、公的登録簿を閲覧できるようにし、及びその情報として維持すること
 - (c) 報告及び統計を作成し、知財庁がその運営を最適化し、かつ、その制度の機能を改善すること
- (9) (2)及び(3)の事項に関する、パーソナルデータを含む全てのデータは、公益を有するものとみなされるものとし、第三者はそれを知ることができる。法的確実性のために、登録簿における登録事項は、無期限に保存される。

第 87a 条 データベース

- (1) 第 87 条の意味における登録簿を維持する義務に加え、知財庁は電子的データベースとして、出願人又は本規則に基づく手続又はその規定に従って採択される行為の他の当事者が提供する全ての事項を収集し、保存しなければならない。
- (2) 電子的データベースは、第 87 条の規定により登録簿に含まれるものを超える個人データを、それらの事項が本規則又はその規定による行為によって要求されている場合には、含むことができる。当該データの収集、保管又は処理は、下記の目的を果たす。
- (a) 本規則に記述されている出願及び/又は登録並びにその規定により採択される行為を管理すること
 - (b) 関連する手続を行うために必要な情報を、より容易、かつ、十分に閲覧できるようにすること
 - (c) 出願人及び手続の他の当事者と連絡を取ること
 - (d) 知財庁がその業務を最適化し、その制度の機能を改善することを可能にする報告及び統計を作成すること
- (3) 常務理事は、電子的データベースの利用の条件及び(2)にいう個人情報以外であるが、第 87 条に列記されているものを含め、その内容を機械読み取り方式で利用できるようなる方式を、その利用費用を含めて定める。
- (4) (2)にいう個人情報の利用は制限されるものとし、当該データは関係者が明示の同意を与えている場合を除き、公衆の利用には供されない。
- (5) 全ての情報は無期限に保管される。しかしながら、当事者は商標の期間満了又は当事者系手続の終了から 18 月後にデータベースからの個人情報の除去を求めることができる。関係当事者は如何なるときにも、不正確な又は誤った情報の訂正を取得することができる。

第 87b 条 決定についてのオンラインアクセス

- (1) 知財庁の決定は、透明性及び予測可能性に資するよう、公衆の情報及び参照のために、オンラインで利用できるようにされる。決定の採択をもたらした手続当事者は、その決定に

含まれている個人情報の除去を要求することができる。

(2) 知財庁は、知的財産事項に関する公衆の意識を向上させ、慣行に関する集約を推進するために、その職務に関連する、各国及び欧州連合の裁判所の判決に対するオンラインアクセスを提供することができる。知財庁は、個人情報に関する最初の公表の条件を尊重する。

第 88 条 ファイルの閲覧

(1) 出願公告されていない EU 商標出願に関するファイルは、出願人の同意なしには閲覧に供することができない。

(2) 何人かが、EU 商標の出願人がその商標の登録後に、それに基づく権利を同人に対して援用する旨を述べていたことを立証できる場合は、同人は、その出願の公告前に、かつ、出願人の同意なしにファイルを検閲することができる。

(3) EU 商標出願の公告後は、その出願及びそれから生じる商標に関するファイルは、請求することによって、閲覧することができる。

(4) (2)又は(3)の規定によりファイルが閲覧される場合には、第 137 条の規定による除斥又は忌避に関する書類、決定書及び意見書の草案及び他の全ての内部資料であって決定書及び意見書の作成のために使用されたもの並びにファイル閲覧の請求がされる前に、当事者が秘密扱いにすることの特別の権益を証明していたファイルの一部については、ファイルの当該部分の閲覧が、閲覧を求める当事者の優越する、合法的権益によって正当化される場合を除き、閲覧を阻止することができる。

(5) EU 商標出願及び EU 登録商標のファイルの閲覧は、原書類又はその写又はファイルが技術的に保存されている場合には、技術的保存方法のファイルについての。常務理事は、閲覧の手段を決定する。

(6) (7)に定めた場所でファイルの閲覧が行われる場合には、ファイル閲覧の請求書は、所要の手数料が納付されるまでは、提出されたとはみなさない。技術的記憶手段の閲覧がオンラインで行われる場合には、手数料の納付を必要としない。

(7) ファイルの閲覧は知財庁の建物内で行われる。請求がある場合には、ファイルの閲覧はファイル文書の謄本を発行する方法で行われる。当該謄本の発行は、手数料の納付を必要とする。知財庁はまた請求に基づき、手数料の納付を条件とし、EU 商標出願の認証又は無認証謄本も発行することができる。

(8) 欧州連合を指定している国際登録に関して知財庁が保管しているファイルは、第 152 条(1)にいう公告の後、請求することによって、本条(1)、(3)及び(4)に定めた条件に従って閲覧することができる。

(9) (4)に定めた制限に従うことを条件として、知財庁は請求に基づき、出願された EU 商標又は登録された EU 商標のファイルからの情報を、手数料の納付を条件として、伝えることができる。しかしながら、ファイルそれ自体を検閲することが供給される情報の量を考えたとき適当であるとみなす場合には、ファイル自体を検閲する選択権を行使するよう要求することができる。

第 88a 条 ファイルの調製

(1) 知財庁は、EU 商標出願又は EU 商標登録に関する手続のファイルを調製する。常務理事は、調製するファイルの形式を決定する。

(2) ファイルが電子的形式で調製される場合には、電子的ファイル又はそのバックアップコピーは無期限に保存される。手続の当事者によって提出され、当該電子ファイルの基礎を形成する原書類は、常務理事が定める、知財庁による受領後の一定期間の後、処分される。

(3) ファイル又はその一部が電子的でない形式で調製される場合には、当該ファイルの一部を構成する書類又は証拠品目は、出願が拒絶される、取り下げられる、又は取り下げられたとみなされる、EU商標登録が第47条の規定により完全に満了する、第50条の規定によりEU商標の完全な放棄が登録される、又はEU商標が第57条(6)若しくは第100条(6)の規定により登録簿から完全に除去される年の年末から少なくとも5年間は保存される。

第89条 定期刊行物

(4) 欧州連合委員会は実施行為を採択し、以下のことを指定する。

(a) 欧州連合商標公報における公告日とみなすべき日

(b) 出願公告と対比される変更を含んでいない商標の登録に関する登録事項の公告の方法

(c) 公衆の利用に供することができる知財庁の公報の版の形式

これらの実施行為は、第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第90条 行政協力

(1) 本規則又は国内法に別段の規定がない限り、知財庁及び加盟国の裁判所又は当局は、請求に基づき、情報を提供すること又は書類の閲覧を許可することにより、相互に援助する。知財庁が、書類を裁判所、検察庁又は中央工業所有権庁による閲覧に供する場合には、その閲覧は第88条に定める制限を受けない。

(2) 知財庁は、情報の提供又は書類の閲覧許可に関して手数料を課さない。

(3) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、知財庁及び加盟諸国の当局が相互に情報を交換し、情報の閲覧許可をするための詳細な手続きを規定する。その際には、書類が第三者に解放される場合に、第88条の規定による、EU商標出願又は登録の書類の閲覧についての制限を考慮する。これらの実施行為は、第163条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第91条 刊行物の交換

(1) 知財庁及び加盟国の中央工業所有権庁は、請求により、かつ、自己の使用に供するため、1又は2部以上の各刊行物を無料で相互に送付する。

(2) 知財庁は、刊行物の交換又は提供に関する取極を締結することができる。

第4節 代理

第92条 代理の一般原則

(1) (2)の規定に従うことを条件とし、何人も知財庁に対し代理されることを強制されない。

(2) (3)第2文を害することなく、欧州経済地域において自己の住所又は自己の主要営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない自然人又は法人は、EU商標出願以外は、本規則に定める全ての手続について、第93条(1)に従い知財庁に対して代理されなければならない。

- (3) 欧州経済地域に自己の住所又は自己の主営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の組織を有している自然人又は法人は、知財庁に対してその従業者を代理人とすることができる。本項が適用される法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人が欧州経済地域にその住所又はその主営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない場合であっても、当該他の法人を代理することができる。本項の意味において人の代理をする従業者は、知財庁の請求又は該当する場合には、手続当事者の請求があった場合には、それに関して、ファイルに挿入するために署名された授權書を提出しなければならない。
- (4) 共通で手続をする2以上の出願人又は2以上の第三者がいる場合には、共通代理人を指名しなければならない。

第93条 職業代理人

- (1) 知財庁に対する自然人又は法人の代理は、下記の者のみが行うことができる。
- (a) 加盟国の1における法律の有資格実務家であって、その事業所を欧州経済地域に有する者、ただし、同人が前記同盟国において、商標問題に関する代理人として手続をする権限を有している範囲とする。
- (b) 職業代理人であって、その名称が、知財庁がその目的で維持する一覧に記載されている者
- 知財庁に対して手続をする代理人は、知財庁の請求又は該当する場合には、手続の相手方の請求があった場合には、それに関して、ファイルに挿入するために署名された授權書を提出しなければならない。
- (2) 次の条件を満たす自然人は、職業代理人名簿に登録することができる。
- (a) 欧州経済地域の加盟国の1の国民であること
- (b) 欧州経済地域に事業所又は勤務地を有していること
- (c) ベネルクス知的財産庁又は欧州経済地域加盟国の中央工業所有権官庁に対し、商標事件に関し自然人又は法人を代理する権限を有すること。その国において、その権限が特別な職業上の資格の要件に基づいて制約されていない場合には、ベネルクス知的財産庁又は前記の中央工業所有権官庁において手続をする者の一覧に登録されることを申請する者は、少なくとも5年間慣行的にそのような行為をしていなければならない。ただし、ベネルクス知的財産庁又は加盟国の1の中央工業所有権官庁に対し、商標問題に関し自然人又は法人を代理する職業上の資格が、その国によって定められた規則によって公認されている者は、業務を行っていたという条件は要求されない。
- (3) 名簿への登録は、関係加盟国の中央工業所有権庁が発行する証明書を添付した請求によって行われ、その証明書には、(2)に定めた要件が満たされていることを表示しなければならない。
- (4) 常務理事は、次の要件を免除することができる。
- (a) 出願人が他の方法によって必須の資格を取得していることを立証する場合は、(2)(c)第2文の要件
- (b) 高度の資格を有する専門家の場合は、(2)(a)に規定した要件。ただし、(2)(b)及び(c)に定めた要件が満たされていることを条件とする。
- (5) 人はその要求により、又はもはや代理能力を有していないときには、名簿から削除することができる。職業代理人名簿の変更は、知財庁の公報によって公告する。

第 93a 条 権限の委任

欧州連合委員会は第 163a 条に従って委任された行為を採択する権限を付与されるものとし、下記のことを指定する。

- (a) 第 92 条(4)にいう共通代理人の任命に関する条件及び手続
- (b) 第 92 条(3)にいう従業者及び第 93 条(1)にいう職業代理人が代理行為を行うために知財庁に対し署名入り授權書の提出を要求されることになる条件及びその授權の内容
- (c) 人を、第 93 条(5)にいう職業代理人一覧から除去することを可能にする条件

第 X 編 EU 商標に関する管轄権及び訴訟手続

第 1 節 民事及び商事事件における判決に関する管轄権及び承認及び執行に関する欧州連合規則の適用

第 94 条 民事及び商事事件における判決に関する管轄権及び承認及び執行に関する欧州連合規則の適用

(1) 本規則に別段の定めがない限り、民事及び商事事件における判決に関する管轄権及び承認及び執行に関する欧州連合規則を、EU 商標及び EU 商標出願に関する手続並びに EU 商標及び国内商標を基礎とする同時、かつ、継続的訴訟に関する手続に適用する。

(2) 第 96 条にいう訴訟及び主張に関する手続の場合は、次の通りとする。

(a) 規則(EC)No. 44/2001 の第 2 条、第 4 条、第 5 条(1)、(3)、(4)及び(5)並びに第 31 条は適用しない。

(b) 規則 (EC)No. 44/2001 の第 23 条及び第 24 条は、本規則第 97 条(4)における限定に従うことを条件として、適用する。

(c) 加盟国に住所を有する者に適用する規則(EC) No. 44/2001 の第 2 章の規定は、加盟国に住所を有さないが施設を有する者にも適用する。

(3) 本規則において規則(EC)No44/2001 というときは、該当する場合には、2005 年 10 月 19 日に締結された、民事及び商事事件における判決に関する欧州連合とデンマーク王国の間の協定を含む。

第 2 節 EU 商標の侵害及び効力に関する紛争

第 95 条 EU 商標裁判所

(1) 加盟国は、その領域内においてできる限り制限した数の第 1 審及び第 2 審国内裁判所(以下「EU 商標裁判所」という)を指定するものとし、その EU 商標裁判所は、本規則により割り当てられた職務を遂行する。

(2) 各加盟国は、規則(EC)No. 40/94 の施行日から 3 年以内に、EU 商標裁判所の名称及びその領域管轄権を表示した一覧を欧州連合委員会に伝達しなければならない。

(3) (2)にいう一覧の伝達後になされた裁判所の数、名称又は領域管轄権についての何れの変更も、関係加盟国が遅滞なく欧州連合委員会に通知しなければならない。

(4) (2)及び(3)にいう情報は、欧州連合委員会が全加盟国に通知し、欧州連合公報で公告する。

(5) 加盟国が(2)に規定する一覧を伝達しない限り、第 96 条に定める訴訟若しくは適用から生じる手続及びその国の裁判所が第 97 条に基づいて管轄権を有する手続についての管轄権は、その国で登録された国内商標に関する手続の場合において場所的管轄権及び事項的管轄権を有する筈である当該国の当該裁判所が有する。

第 96 条 侵害及び効力に関する管轄権

EU 商標裁判所は、次のものについて専属管轄権を有する。

(a) 全ての侵害訴訟及び一国内法に基づいて認められている場合は—EU 商標についての侵害

の虞に関する訴訟

- (b) 国内法に基づいて認められている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟
- (c) 第9条(3)第2文にいう行為の結果として提起された全ての訴訟
- (d) 第100条によりEU商標の取消又は無効宣言を求める反訴

第97条 国際管轄権

(1) 本規則の規定に従い、かつ、第94条により適用される規則(EC)No. 44/2001の規定に従うことを条件として、第96条にいう訴訟及び主張に関する手続は、被告が居住する加盟国の裁判所又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行う。

(2) 被告が加盟国の何れにも居住せず、施設も有していない場合は、その手続は、原告が居住する加盟国の裁判所又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行う。

(3) 被告及び原告の何れもそのようには居住しておらず又は施設も有さない場合は、その手続は、知財庁が所在する加盟国の裁判所に対して行う。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定に拘らず、

(a) 当事者が異なったEU商標裁判所が管轄権を有することに同意する場合は、規則(EC)No. 44/2001の第23条を適用する。

(b) 被告が異なるEU商標裁判所に出頭する場合は、規則(EC)No. 44/2001の第24条を適用する。

(5) 第96条にいう訴訟及び主張に関する手続は、EU商標の不侵害の宣言を求める訴訟を除き、侵害行為が行われ若しくはその虞がある加盟国の裁判所又は第9条(3)第2文の意味における行為が行われている加盟国の裁判所に対しても行うことができる。

第98条 管轄権の範囲

(1) 第97条(1)から(4)までに基づく管轄権を有するEU商標裁判所は、次の行為について管轄権を有する。

(a) 加盟国の何れかの領域内で行われ又は行われる虞のある侵害行為

(b) 加盟国の何れかの領域内で行われる第9条(3)第2文の意味における行為

(2) 第97条(5)に基づき管轄権を有するEU商標裁判所は、その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われ又は行われる虞のある行為についてのみ管轄権を有する。

第99条 効力の推定-実体的事項についての抗弁

(1) EU商標裁判所は、EU商標の有効性が取消又は無効宣言を求める反訴をもって被告によって争われていない限り、EU商標を有効なものとして取り扱う。

(2) EU商標の有効性は、不侵害の宣言を求める訴訟によっては争うことができない。

(3) 第96条(a)及び(c)にいう訴訟において、反訴以外の方法で提出されたEU商標の取消に関する答弁は、被告がそのEU商標は、侵害訴訟が提起されたときに純正に使用されていないかかったという理由により取り消すことができたと主張する場合は、認められる。

第 100 条 反訴

- (1) 取消を求める反訴又は無効宣言を求める反訴は、本規則にいう取消又は無効を求める理由に基づいてのみ提起することができる。
- (2) EU 商標裁判所は、同一の主題及び訴因に関し、かつ、同一の当事者に関係して知財庁によって行われた決定が確定している場合には、取消を求める反訴又は無効宣言を求める反訴を棄却する。
- (3) 商標の所有者が既に当事者でない法的行為において反訴が提起された場合には、商標の所有者はその旨を通知され。国内法に従って訴訟当事者として参加することができる。
- (4) EU 商標の取消又は無効宣言を求める反訴が提起された EU 商標裁判所は、利害関係人又は同裁判所の何れかが知財庁に対して反訴が提起された日を通知するまで、反訴の審査を進めてはならない。知財庁はその情報を登録簿に記録する。EU 商標に関する取消又は無効宣言を求める申請がその反訴の提起前に既に知財庁に対して申請されている場合には、裁判所は知財庁からそれについての通知を受けるものとし、裁判所は、その申請についての決定が確定するか、又は申請が取り下げられるまで、第 104 条(1)に従ってその手続を停止する。
- (5) 第 57 条(2)から(5)までを適用する。
- (6) EU 商標裁判所が EU 商標の取消又は無効宣言を求める反訴について言い渡した判決が確定した場合には、その判決の謄本が、裁判所又は国内手続の何れかの当事者により、知財庁に送付されなければならない。知財庁又は他の利害関係人は、その送付についての情報を請求することができる。知財庁は、登録簿にその判決を記載しなければならず、また、その法律行為部分を遵守する上での必要な措置を取らなければならない。
- (7) 取消又は無効宣言を求める反訴について聴聞を行う EU 商標裁判所は、EU 商標の所有者からの申請に基づき、かつ、他方当事者を聴聞した後、その手続を停止することができ、また、被告に対し、同裁判所が定める期間内に、知財庁に対し、取消又は無効宣言を求める申請をするよう要求することができる。その期限内にその申請がなされない場合には、手続は続行され、反訴は取り下げたとみなされる。第 104 条(3)を適用する。

第 101 条 準拠法

- (1) EU 商標裁判所は、本規則の規定を適用する。
- (2) 本規則で定めない全ての事項に関しては、EU 商標裁判所は、その国内法を適用する。
- (3) 本規則に別段の規定がない限り、EU 商標裁判所は、それが所在する加盟国における国内商標に関する同種の訴訟を規制する手続規則を適用する。

第 102 条 制裁規定

- (1) EU 商標裁判所が、被告は EU 商標を侵害した、又は侵害している虞があったと判断した場合には、同裁判所は、そのようにしないための特別な理由があるときを除き、被告が、EU 商標を侵害した行為又は侵害することになるとと思われる行為を禁止する命令を発行しなければならない。同裁判所は、上記禁止が実行されることを目的とした国内法に従い、必要な措置をとる。
- (2) EU 商標裁判所は、事件に係る諸事情から適切と思われる、適用可能な法規の下で利用可能な処置又は命令も適用することができる。

第 103 条 暫定的措置及び防御措置

(1) 本規則に基づいて、他の加盟国の EU 商標裁判所が事件の実体について管轄権を有する場合であっても、EU 商標裁判所を含む加盟国の裁判所に対し、国内商標に関し当該国の法律に基づいて利用することができるような EU 商標又は EU 商標出願に関する防御措置を含む暫定的措置を求めて申請をすることができる。

(2) 第 97 条(1)、(2)、(3)又は(4)に基づく管轄権を有する EU 商標裁判所は、規則(EC)No. 44/2001 の第 III 編により承認及び執行のために必要とされる手続に従うことを条件として、加盟国の領域内において適用される暫定的措置及び防御措置を認めるための管轄権を有する。他の裁判所は、このような管轄権を有さない。

第 104 条 関連した訴訟に関する特別規定

(1) EU 商標の効力が反訴のために他の EU 商標裁判所において既に係争中である場合又は取消若しくは無効宣言を求める申請が既に知財庁に提出されている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟以外の第 96 条にいう訴訟の聴聞を行う EU 商標裁判所は、聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後に職権により又は当事者の 1 の請求があったときは相手方当事者を聴聞した後に、当該手続を中止する。

(2) EU 商標の効力が反訴のために EU 商標裁判所において既に係争中である場合は、知財庁は、取消又は無効宣言を求める申請の聴聞時に、聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後に職権により又は当事者の 1 の請求があったときは相手方当事者を聴聞した後に、当該手続を中止する。ただし、EU 商標裁判所における手続の当事者の 1 がその旨を請求する場合は、当該裁判所は、その手続の相手方当事者を聴聞した後に当該手続を中止することができる。知財庁は、この場合は、係属中の手続を続行しなければならない。

(3) EU 商標裁判所は、手続を中止する場合は、その中止の期間中は暫定的措置及び防御措置を命じることができる。

第 105 条 第 2 審の EU 商標裁判所の管轄権—更なる上訴

(1) 第 2 審の EU 商標裁判所に対する上訴は、第 96 条にいう訴訟及び主張から生じる手続に関する第 1 審の EU 商標裁判所の判決に対して提起する。

(2) 第 2 審の EU 商標裁判所に上訴を提起することができる条件は、その裁判所が所在する加盟国の国内法により決定される。

(3) 更なる上訴に関する国内規則は、第 2 審の EU 商標裁判所の判決に関して適用することができる。

第 3 節 EU 商標に関するその他の紛争

第 106 条 EU 商標裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する追加規定

(1) その裁判所が第 94 条(1)に基づいて管轄権を有する加盟国において、当該裁判所は、第 96 条にいう以外の訴訟であって、その国において登録された国内商標に関する訴訟の場合において場所的管轄権及び事項的管轄権を有するものについて、管轄権を有する。

(2) 第 96 条にいう以外の EU 商標に関する訴訟であって、裁判所が第 94 条(1)及び本条(1)に基づく管轄権を有さないものは、知財庁が所在する加盟国の裁判所において審理することが

できる。

第 107 条 国内裁判所の義務

第 96 条にいう以外の EU 商標に関する訴訟を取り扱っている国内裁判所は、商標を有効なものとして取り扱う。

第 XI 編 加盟国の法律に対する効果

第 1 節 2 以上の商標を基礎とする民事訴訟

第 109 条 EU 商標及び国内商標を基礎とする同時、かつ、承継する民事訴訟

(1) 同一の訴因に関係し、かつ、同一の当事者間における侵害訴訟が異なる加盟国の裁判所に提起され、一方は EU 商標を基礎とし、他方は国内商標を基礎とする場合は、

(a) 最初に提起された裁判所以外の裁判所は、関係商標が同一であり、かつ、同一の商品又はサービスについて有効である場合は、自らの職権によりその裁判所に有利に管轄権を辞退する。管轄権を辞退するよう要求される裁判所は、他の裁判所の管轄権が争われているときは、その手続を中止することができる。

(b) 最初に採用された裁判所以外の裁判所は、関係商標が同一であり、かつ、類似の商品又はサービスについて有効である場合及び関係商標が類似であり、かつ、同一若しくは類似の商品又はサービスについて有効である場合は、その手続を中止することができる。

(2) EU 商標を基礎とする侵害訴訟を審理する裁判所は、その理非の終局判決が同一の商品又はサービスについて有効な同一の国内商標を基礎として、同一の訴因及び同一の当事者間において言い渡された場合は、その訴訟を棄却する。

(3) 国内商標を基礎とする侵害訴訟を審理する裁判所は、その理非の終局判決が同一の商品又はサービスについて有効な同一の EU 商標を基礎として、同一の訴因及び同一の当事者間において言い渡された場合は、その訴訟を棄却する。

(4) (1)、(2)及び(3)は、防御措置を含む暫定的措置に関しては適用しない。

第 2 節 EU 商標の使用を禁止するための国内法の適用

第 110 条 EU 商標の使用の禁止

(1) 本規則は、別段の規定がない限り、後の EU 商標の使用に関する第 8 条又は第 53 条(2)の意味における先の権利の侵害に対し、権利主張に援用するために加盟国の法律に基づいて存在する権利に影響を及ぼさない。ただし、第 8 条(2)及び(4)の意味における先の権利の侵害に対する権利主張は、先の権利の所有者が、EU 商標は第 54 条(2)に従い無効である旨の宣言をもちや申請することができない場合は、もちやこれを援用することができない。

(2) 本規則は、別段の規定がない限り、加盟国の民事法、行政法若しくは刑事法に基づく訴訟を提起する権利又はその加盟国の法律若しくは連合法に基づいて国内商標の使用を禁止することができる範囲で EU 商標の使用を禁止するための連合法の規定に基づく訴訟を提起する権利に影響を及ぼさない。

第 111 条 特定の場所に適用される先の権利

(1) 特定の場所にのみ適用される先の権利の所有者は、関係加盟国の法律が認める限りにおいて、自己の権利が保護されている領域における EU 商標の使用に対抗することができる。

(2) 先の権利の所有者が、自己の権利が保護されている領域における EU 商標の使用について、その使用がなされていることを知りながら継続する 5 年の期間黙認していた場合は、(1)は適用されない。ただし、EU 商標が悪意で出願されたときは、この限りでない。

(3) EU 商標の所有者は、(1)にいう権利が EU 商標に対してもはや援用することができない場合でも、その権利の行使に対抗することはできない。

第 3 節 国内商標出願への変更

第 112 条 国内手続の適用のための請求

(1) EU 商標の出願人又は所有者は、次の範囲において、自己の EU 商標出願又は EU 商標の国内商標出願への変更を請求することができる。

(a) EU 商標出願が拒絶され、取り下げられ又は取下とみなされた範囲

(b) EU 商標が失効した範囲

(2) 変更は、次の場合は行われぬ。

(a) EU 商標の所有者の権利が不使用の理由により取り消された場合。ただし、変更が請求されている加盟国において、EU 商標がその加盟国の法律に基づいて真正な使用とみなされることになる使用に供されている場合は、この限りでない。

(b) 知財庁の又は国内裁判所の決定に従い、登録の拒絶理由又は取消若しくは無効の理由が EU 商標出願又は EU 商標に適用される加盟国における保護のための場合

(3) EU 商標出願又は EU 商標の変更から生じる国内商標出願は、関係加盟国に関して当該出願又は商標の出願日又は優先日及び該当する場合は第 34 条若しくは第 35 条に基づいて主張された当該加盟国の商標の先順位を享受する。

(4) EU 商標出願が取下とみなされる場合は、知財庁は出願人に対し、変更の請求をすることができる、当該通知の日から 3 月の期間を定めた通知を送付する。

(5) EU 商標出願が取り下げられ又は EU 商標が放棄の記録がされた結果又はその更新をしない結果として失効した場合は、変更の請求は、EU 商標出願が取り下げられた日又は EU 商標が失効した日の後 3 月以内に提出しなければならない。

(6) EU 商標が知財庁の決定により拒絶された場合又は知財庁若しくは EU 商標裁判所の決定の結果として失効した場合は、変更の請求は、その決定が最終的決定となった日の後 3 月以内に提出しなければならない。

(7) 第 32 条にいう効果は、請求が適時に提出されない場合は、消滅する。

第 113 条 変更請求の提出、公告及び移送

(1) 変更請求は、知財庁に提出し、かつ、国内商標の登録手続の適用を求める加盟国を指定しなければならない。当該請求は、変更手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。

(2) EU 商標出願が公告されている場合には、変更請求の受領は EU 商標の登録簿に記録され、変更請求は公告される。

(3) 知財庁は、請求された変更が本規則に定めた諸条件、特に、第 112 条(1)、(2)、(4)、

(5) 及び(6) 及び本条(1)並びに実施規則に定めた方式要件を満たしているか否かを点検する。それらの要件が満たされている場合には、知財庁は請求書に指定されている加盟国の中央工業所有権官庁に変更請求を移送する。

(6) 欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、次のものを明示する。

(a) (1)の規定により、EU 商標出願又は登録された EU 商標を国内商標出願に変更するための

請求書に記載されるべき事項

(b) (2)の規定による変更請求の公告に含まれるべき事項

これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択され。

第 114 条 変更の方式要件

(1) 変更の請求が移送された何れの中央工業所有権庁も、その変更から生じる国内商標に関する決定をその中央工業所有権庁ができるようにする、当該請求に関する全ての追加情報を知財庁から入手することができる。

(2) 第 113 条に従い移送された EU 商標出願又は EU 商標は、本規則若しくは実施規則に定める要件と異なるか又はそれに追加する国内法の方式要件の対象とはならない。

(3) 当該請求が移送された中央工業所有権庁は、出願人に対し、2 月以上の期間内に次のことを行うよう要求することができる。

(a) 国内出願手数料の納付

(b) 請求及びそれに添付された書類の、当該加盟国の公用語の 1 による翻訳文の提出

(c) 当該加盟国における送達宛先の表示

(d) 当該加盟国により指定された数の商標の表示の提供

第 XII 編 知財庁

第 1 節 一般規定

第 115 条 法律上の地位

- (1) 知財庁は、連合の団体であり、法人格を有する。
- (2) 各加盟国において、知財庁は、その国の法律に基づき法人に与えられる最大限の法律上の能力を享受する。知財庁は、特に、動産及び不動産を取得し又は処分することができ、かつ、法律手続の当事者になることができる。
- (3) 知財庁は、その長官が代表する。

第 116 条 職員

- (1) 欧州連合の職員に関する職員規則(以下「職員規則」という)、欧州連合のその他の従業者の雇用規程並びにこの職員規則及び雇用規程に効力を与えるために欧州連合の機関の間の取極によって採択された規則は、審判部の構成員に関する第 136 条の適用を害することなく、知財庁の職員に適用する。
- (2) (1)を害することなく、知財庁は、知財庁によって雇用されていない出向者としての国内専門家又は職員を使用することができる。管理委員会は、国内専門家の知財庁への出向に関する規則を定める決定を採択することができる。

第 117 条 特権及び免責

欧州連合の特権及び免責に関する議定書は、知財庁及びその職員に適用する。

第 118 条 責任

- (1) 知財庁の契約上の責任は、当該契約に適用される法律によって規制される。
- (2) 司法裁判所は、知財庁が締結した契約に含まれる仲裁条項に従い判決を下す権限を有する。
- (3) 契約外の責任の場合は、知財庁は、加盟国の法律に共通な一般原則に従い、その部門又は職員がその職務の遂行において生じさせた損害を賠償する。
- (4) 司法裁判所は、(3)にいう損害賠償に関する紛争について管轄権を有する。
- (5) 知財庁に対するその職員の個人的責任は、職員規則又は職員に適用される雇用規程に定める規定によって規制される。

第 119 条 言語

- (1) EU 商標の出願は、欧州連合の公用語の 1 によって提出しなければならない。
 - (2) 知財庁の言語は、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語とする。
 - (3) 出願人は、出願人が異議申立、取消又は無効の手続に使用しうる手続言語として認める、知財庁の言語である第 2 言語を表示しなければならない。
- 出願が知財庁の言語の 1 でない言語によってなされている場合には、知財庁は、第 26 条(1)に掲げた事項について、出願人が表示した言語に翻訳されるよう、調整する。
- (4) EU 商標の出願人が知財庁に対する手続の唯一の当事者である場合には、手続言語は、EU

商標の出願のために使用された言語とする。

出願が知財庁の言語以外の言語でなされた場合は、知財庁は、出願人がその出願において表示した第 2 言語による書面の通信を出願人に送付することができる

(5) 異議申立の通知又は取消若しくは無効の申請は、知財庁の言語の 1 によって提出しなければならない。

(6) (5)に従い、異議申立の通知又は取消若しくは無効の申請のために選択された言語が、商標出願の言語であるか、商標出願時に表示された第 2 言語である場合には、その言語が手続言語になる。

(5)に従い、異議申立の通知又は取消若しくは無効の申請のために選択された言語が、知財庁の言語及び出願時に表示された第 2 言語の何れでもない場合には、異議申立人又は取消若しくは無効を求める当事者は、同人の費用負担において、その申請についての商標出願の言語(ただし、これは知財庁の言語であることが条件とされる)又はその出願時に表示した第 2 言語の何れかへの翻訳文を提出するよう要求される。当該翻訳文は、実施規則に定める期間内に提出しなければならない。当該申請が翻訳された言語が、その後は手続言語となる。

(7) 異議申立、取消、無効又は審判請求の手続の当事者は、欧州連合の異なる公用語を手続言語とするよう同意することができる。

(10) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、次のことを指定する。

(a) 知財庁に対する書面手続に使用される裏付け書類を、欧州連合の言語によって提出することができる範囲及び翻訳文を提供する必要

(b) 知財庁に対して提出される翻訳文についての必要水準

これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 120 条 公告及び登録簿への登録

(1) EU 商標出願は、第 26 条(1)に掲げる事項及び公告することが本規則又は実施規則に定められているその他全ての情報について、欧州連合の全ての公用語により公告される。

(2) EU 商標の登録簿への登録は、欧州連合の全ての公用語により行われる。

(3) 疑義がある場合は、EU 商標出願がされた知財庁の言語による原文を正本とする。出願が知財庁の言語の 1 以外の欧州連合の公用語によりなされた場合は、出願人が表示した第 2 言語による原本を正本とする。

第 121 条

知財庁の職務を果たすために必要とされる翻訳業務は、欧州連合の団体のための翻訳センターが提供する。

第 123 条 透明性

(1) 欧州議会及び理事会の規則(EC) No. 1049/2001 は、知財庁が保有する文書に適用する。

(2) 管理委員会は、規則(EC) No. 1049/2001 を適用するための詳細な規則を採択する。

(3) 規則(EC) No. 1049/2001 の第 8 条に基づいて知財庁が下した決定は、欧州連合の機能に関する条約の第 228 条及び第 263 条の各々に定められている条件に基づいて、欧州オンブズマンを通して異議申立をすること又は欧州連合の司法裁判所に対する訴訟の対象を形成することができる。

(4) 知財庁による個人情報の処理は、欧州議会及び理事会の規則(EC) No. 45/2001 の適用を受ける。

第 123a 条 秘密情報及び機密情報とはされていないが、慎重な取り扱いを要する情報の保護に関する安全確保規則

知財庁は、欧州連合委員会決定(EU, Euratom)2015/443 及び 2015/444 に定められている、欧州連合の秘密情報(EUCI)及び取扱注意の非・秘密扱い情報の保護に関する欧州連合委員会の安全確保規則に含まれている安全確保原則を適用する。安全確保原則は特に、上記情報の交換、処理及び保管についての規定を対象とする。

第 1a 節 知財庁の職務及び集約を促進するための協力

第 123b 条 知財庁の職務

- (1) 知財庁は下記の職務を負う。
 - (a) 本規則において設定される EU 商標制度の運営及び推進
 - (b) 欧州連合理事会規則 EC No. 6/2002 によって設定される欧州連合意匠制度の運営及び推進
 - (c) 商標及び意匠の分野における慣行及び手段を集約することであって、ベネルクス知財庁を含む、加盟国の中央工業所有権官庁と協力して行うもの
 - (d) 欧州議会及び欧州連合理事会の規則 (EU) No. 386/2012 にいう職務
 - (e) 欧州議会及び理事会の指令 2012/28/EU に基づいて同庁に与えられた職務
- (2) 知財庁は、(1)によって同庁に与えられた責務に関し、機関、当局、団体、工業所有権官庁、国際的及び非・政府組織と協力する。
- (3) 知財庁は、当事者が和解に達するのを援助する目的で、自発的仲介業務を提供することができる。

第 123c 条 慣行及び手段の集約を促進するための協力

- (1) 知財庁並びに加盟国の中央工業所有権庁及びベネルクス知財庁は、商標及び意匠の分野における慣行及び手段の集約を促進するために、相互に協力する。
 - (3)の規定を損なうことなく、この協力は次に掲げる活動分野を含む。
 - (a) 共通審査基準の開発
 - (b) 欧州連合全域での協議、調査及び分類を目的とする共通の、又は関連したデータベース及びポータルへの創設
 - (c) (b)にいうデータベース及びポータルへの提供目的を含む、データ及び情報の継続的提供及び交換
 - (d) 欧州連合全域における手続とシステム間の相互運用性を確保し、その一貫性、効率性及び適合性を強化する目的での、共通基準及び慣行の確立
 - (e) 工業所有権及び手続に関する情報の共有、これにはヘルプデスク及びインフォメーションセンターへの相互支援を含む
 - (f) (a)から(e)までにいう領域に関する技術的専門知識及び支援の交換
- (2) 常務理事による提案を基にし、管理委員会は、(1)及び(6)にいう領域に関し、欧州連合

及び加盟諸国にとって有意義なプロジェクトを定義し、調整し、加盟諸国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁をこのプロジェクトに参加するよう招請する。

プロジェクトの定義は、それに参加する加盟諸国の工業所有権官庁、ベネルクス知財庁の各々の明白な義務及び責任を含む。知財庁は特に、プロジェクトの定義の段階及びその成果の評価においてユーザーの代表と協議する。

(3) 加盟諸国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁は、(2)の第1段落にいうプロジェクトにおける協力に参加しない旨の選択をすること、制限すること又は一時的に停止することができる。第1段落に定められている可能性を使用する場合には、加盟諸国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁はその決定の理由を説明する陳述書を知財庁に提出しなければならない。

(4) 一定のプロジェクトに参加することを約束した場合には、加盟諸国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁は、(3)の規定に不利な影響を与えることなく、(2)にいうプロジェクトに、それらが開発され、機能が相互運用可能であり、最新版に改訂されることができるようにするため積極的に参加する。

(5) 知財庁は、(2)にいうプロジェクトに対し、(4)の目的で加盟諸国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁を有効に参加させるようにするために必要な場合には、財政的援助を与える。その財政的援助は、交付金及び現物出資の形式をとることができる。資金提供総額は、知財庁の年間収入額の15%を超えてはならない。給付金の受益者は、加盟国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁とする。給付金は、知財庁に適用される財政規則並びに欧州議会及び欧州連合理事会の規則 No.966/2012 及び欧州連合委員会の委任された規則 (EU)No. 1268/2012 に含まれている付与手続の原則に従った提案への要求なしに、付与することができる。

(6) 知財庁及び参加国の権限を有する関連当局は自発的に相互に、商標制度に関する意識の向上及び模倣に対する戦いを促進するために協力する。当該協力は特に、確立した基準及び慣行の実施並びに教育及び研修訓練を目的とする企画を含む。これらの計画に対する財政的支援は、(5)にいう資金提供総額の一部とする。

(2)から(5)までを準用する。

第2節 管理委員会

第124条 管理委員会の機能

(1) 第5節において予算委員会に帰属させられている機能を害することなく、管理委員会は次に掲げる機能を有する。

(a) 第128条(4)(c)に従って常務理事によって提出された草案に基づいて、知財庁の次年度に関する年間業務計画を採択すること、欧州連合委員会の意見を考慮に入れること、採択した年次業務計画を欧州議会宛、欧州連合理事会宛及び欧州連合委員会宛に送付すること

(b) 第128条(4)(e)に従って常務理事によって提出された草案にもとづき、また、欧州連合委員会の意見を考慮して、国際協力についての知財庁の戦略を含め、常務理事と欧州議会の関連する委員会の間での意見の交換に従うこと、知財庁の多年度にわたる戦略を採択すること及び採択された多年度の戦略プログラムを欧州議会宛、欧州連合理事会宛及び欧州連合委員会宛に送付すること

(c) 第 128 条(4)(g)に従って、常任理事によって提出された草案を基にして年次報告書を採択し、採択した年次報告書を欧州議会宛、欧州連合理事会宛、欧州連合委員会宛及び監査人裁判所宛に送付すること

(d) 第 128 条(4)(h)に従って常任理事によって提出された草案を基にして、多年次の職員運用計画を採択すること

(e) 第 123c 条(2)に基づいて同委員会に与えられた権限を行使すること

(f) 第 139 条(5)に基づいて同委員会に与えられた権限を行使すること

(g) 知財庁における利害の抵触を防止、かつ、管理することに関する規則を採択すること

(i) 職員規則第 110 条に従い、職員規則及び他の公務員の雇用条件に効力を生じさせる適切な実施規則を採択すること

(j) 第 129 条(2)に定めた候補者一覧を作成すること

(k) 第 165a 条にいう、内部又は外部の監査報告及び評価並びに欧州詐欺防止庁(OLAF)の調査から生じる認定及び勧告についての十分な追跡を確保すること

(1) 知財庁における審査指針の採択の前に、及び本規則に定められている他の事情において諮問を受けること

(m) 管理委員会が必要と考える場合には、常務理事に対し、及び欧州連合委員会に対し、意見を提出し、情報請求をすること

(2) 管理委員会は、職員規則第 110 条及び他の公務員の雇用条件の第 142 条に従い、職員規則第 2 条(1)及び他の公務員の雇用条件の第 6 条に基づく決定を採択するものとし、関連する任命権を常務理事に委任し、任命権を停止することができる条件を定義する。

常務理事は、その権限を更に再委任することができる。

特別な事情が要求する場合には、管理委員会は、決定の方法により、任命権の常務理事への委任及び後者による再委任を一時的に中止し、それを自ら行使すること又はそれを構成員の 1 若しくは常務理事以外の職員構成員に委任することができる。

第 125 条 管理委員会の構成

(1) 管理委員会は加盟各国の 1 名の代表、欧州連合委員会の 2 名の代表及び欧州議会の 1 名の代表者並びにその代理によって構成される。

(2) 管理委員会の構成委員は、手続に関する規則に従うことを条件として、顧問又は鑑定人の補佐を受けることができる。

第 126 条 管理委員会の議長

(1) 管理委員会は、その構成委員の中から議長及び副議長を選出する。副議長は、議長が職務の遂行を妨げられる場合は、職権で議長に代わる。

(2) 議長及び副議長の任期は 4 年とする。任期は、1 回に限り、更新することができる。しかしながら、委員会における構成員職がその任期中に終了する場合は、その任期も、その日に自動的に終了する。

第 127 条 会合

(1) 管理委員会の会合は、議長が招集する。

(2) 常務理事は、管理委員会が別段の決定をする場合を除き、審議に参加する。

(3) 管理委員会は少なくとも年に1回、通常会合を開く。加えて、管理委員会は議長の招集により、又は欧州連合委員会の要請により、若しくは加盟国の3分の1以上の要請により、会合する。

(4) 管理委員会は手続規則を採択する。

(5) 管理委員会は、加盟国の代表者の単純多数による議決により、その決定を行う。ただし、第124条(1)(a)及び(b)、第126条(1)及び第129条(2)及び(4)に基づいて管理委員会に権限を与えられている決定については、加盟国の代表の3分の2以上の多数による議決を必要とする。上記何れの場合にも、各加盟国は1票の投票権を有する。

(6) 管理委員会は、その会合にオブザーバーを招請することができる。

(7) 管理委員会の事務局は、知財庁が務める。

第3節 常務理事

第128条 常務理事の職能

(1) 知財庁は、常務理事によって管理される。常務理事は、管理委員会に対して説明責任を負う。

(2) 欧州連合委員会、管理委員会、予算委員会の権限を妨げることなく、常務理事はその職務の遂行において独立しているものとし、また、政府又は他の機関に対し指示を求める、又は指示を受けることはない。

(3) 常務理事は、知財庁の法律上の代表者とする。

(4) 常務理事は特に、次に掲げる機能を有するものとし、その機能は委任することができる。

(a) 知財庁の機能を確保するために、内部管理指令の採択及び告示を含む、あらゆる必要な措置を講じること

(b) 管理委員会によって採択された決定を実施すること

(c) 年次事業計画案であって、個々の活動に対する人的及び財政的資源の割り当てを表示したものを作成し、欧州連合委員会との協議の後、それを管理委員会に提出すること

(d) 第123c条(2)の規定による提案を管理委員会に提出すること

(e) 国際協力のための知財庁の戦略を含む、多年次に亘る戦略計画を作成し、欧州連合委員会との協議の後、それを管理委員会に提出すること及び欧州議会の関連する委員会と意見の交換をすること

(f) 年次作業計画及び多年次戦略計画を実施し、その実施に関して管理委員会に報告すること

(g) 知財庁の活動に関する年次報告書を作成し、管理委員会に対し、その承認を求めるために提出すること

(h) 多年次の職員配置計画案を作成し、欧州連合委員会と協議の上、それを管理委員会に提出すること

(i) 内部又は外部の監査報告及び評価の結論並びに OLAF の調査に基づき、それを補足する行動計画を作成し、欧州連合委員会及び管理委員会に対し、1年に2回、その進捗状況を報告すること

(j) 欧州連合の財政的利益を保護すること、その方法としては、不正行為、汚職、その他の不法な行為に対する防止手段を適用すること、有効な点検を行うこと及び不正が発見された

場合には、不当に支払われた金額を回収すること及び適切な場合には、有効な、均衡のとれた諫止的な行政及び金銭的刑罰を課すことなどがある

(k) 知財庁に対する不正行為を防止する戦略を作成し、それについて承認を得るために予算委員会に提出すること

(l) 本規則の統一的適用を確保するために、適切な場合には、法律上の論点に関する問題を拡大された審判・大合議体(“the Grand Board”)に回付すること。これは特に、(複数の)審判・合議体はその論点に関する分岐した決定を発行した場合が該当する。

(m) 知財庁の収入及び支出の見積を作成すること及びその予算を実施すること

(n) 第 124 条(1)(h)に基づき、管理委員会によって同人に委嘱された権限を行使すること

(5) 常務理事は 1 又は 2 以上の副常務理事によって補佐される。常務理事が不在又は体調不良の場合には、副常務理事又は複数の副常務理事がある場合には、その内の 1 名が管理委員会によって定められる手続に従って常務理事の代理を務める。

第 129 条 常務理事の任命及び解任並びにその任期の延長

(1) 常務理事は、その他の公務員の雇用条件の第 2 条(a)に基づく知財庁の一時的代理人として雇用される。

(2) 常務理事は、公開された、透明な選択手続に従い、管理委員会によって提示された候補者一覧の中から、欧州連合理事会による単純過半数によって任命される。任命する前に、管理委員会によって選定された候補者を、欧州議会の管轄権を有する委員会の前で陳述し、委員会の構成員によって提起される質問に回答させるために招集することができる。常務理事と契約を締結する目的上は、知財庁は、管理委員会の会長を代表者とする。

常務理事は、管理委員会の提案に基づいて行動する欧州連合理事会の決定に基づく場合に限り、解任することができる。

(3) 常務理事の任期は 5 年とする。当該期間の終了前に、管理委員会は、常務理事の業績評価及び知財庁の将来の職務及び挑戦を考慮した査定を行う。

(4) 欧州理事会は、(3)にいう査定を考慮に入れ、常務理事の任期を 1 回に限り、かつ、5 年を超えない期間、延長することができる。

(5) 任期を延長された常務理事は、知財庁における同人の全期間の終了時における、同一職責に関する他の選定手続に参加することができない。

(6) 1 又は 2 以上の副常務理事が、常務理事及び該当する場合は、次期常務理事と協議の上、(2)に定めた方式により、任命又は解任される。副常務理事の任期は 5 年とする。その任期は、常務理事と協議の上、欧州連合理事会が、1 回に限り、かつ、5 年を超えない期間、延長することができる。

第 4 節 手続の実行

第 130 条 権限

本規則に定める手続に関する決定をすることについては、次の者がその権限を有する。

(a) 審査官

(b) 異議部

(c) 登録部門

- (d) 取消部
- (e) 審判部
- (f) 庁長官に指名された部署又は職員

第 131 条 審査官

審査官は、第 36 条、第 37 条、第 68 条及び第 74c 条にいう事項を含む、EU 商標の登録出願に関し、知財庁に代わって決定を行う責務を有する。ただし、異議部が担当する範囲を除く。

第 132 条 異議部

- (1) 異議部は、EU 商標の登録出願に関する異議申立に関し、決定を行う責務を有する。
- (2) 異議部の決定は、3 名の構成員からなるグループが行う。構成員の内の少なくとも 1 名は、法律職でなければならない。実施規則で定める特別な場合には、1 名の構成員が決定を行う。

欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、単一の構成員によって行われる決定に係る正確な種類を指定する。この実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 133 条 登録簿担当部

- (1) 登録簿担当部は、登録簿への登録事項に関して決定を行う責務を有する。
- (2) 当該部門は、第 93 条(2)にいう職業代理人の一覧を調製する責務も有する。
- (3) 当該部門の決定は、単一の構成員が行う。

第 134 条 取消部

- (1) 取消部は、EU 商標の取消又は無効宣言を求める申請に関して決定を行う責務を有する。
- (2) 取消部の決定は、3 名の構成員からなるグループが行う。構成員の少なくとも 1 名は、法律職でなければならない。実施規則に定める特定の場合には、1 名の構成員が決定を行う。

第 134a 条 一般的権限

本規則に基づいて要求される決定であって、審査官、異議部、取消部又は登録簿担当部の権限範囲にないものは、常務理事が特にその目的で指定した役職員又は構成単位が行う。

第 135 条 審判部

- (1) 審判部は、第 131 条から第 134a 条の規定により行われる決定に対する審判請求に関して決定をする責務を有する。
- (2) 審判部の決定は、少なくとも 2 名が法律職である 3 名の構成員が行う。一定の場合には、決定は、常務理事を審判長とする審判部の大合議体によって、又は法律職であることを要件とする単一の構成員によって行われる。
- (3) 大合議体の管轄とする特別案件を決定するためには、事件の法律的困難性若しくは重要性又はそれを正当化する特別な事情が考慮されなければならない。当該事件は、次の権限によって付託することができる。
 - (a) 第 136 条(4)(a)にいう審判部の権限、又は

(b) その事件を処理する審判体

(4) 大合議体はまた、第 128 条(4)(1)の規定により、常務理事によって大合議体に付託された法律問題に関して理由を付した意見を述べる責任を有する。

(5) 特定の事件が、単一構成員の権限の範囲内にあるか否かを決定するためには、提起されている法律的又は事実的問題についての困難がないこと、当該個別事件の重要性が限定されていること又は特別な事情の不存在が考慮されなければならない。前記の事件に関して、1 名の構成員に事件を委ねる旨の決定は、その事件を処理する審判体によって採択される。

第 136 条 審判部構成員の独立性

(1) 審判部部長及び審判体(複数)議長は、常務理事の選任に関して第 129 条に規定されている手続に従って、5 年の任期で任命される。それらの者は、任期中に解任されことはないものとするが、解任のための深刻な事由があり、それらの者を任命した機関の申請に基づいて、司法裁判所がその趣旨の決定をする場合を除く。

(2) 審判部部長の任期は、管理委員会による、同人の業績についての事前の肯定的評価の後、1 回に限り、追加の 5 年間又は新任期中に定年に達する場合には、その定年に至るまで、延長することができる。

(3) 審判体議長の任期は、管理委員会による、同人の業績についての事前の肯定的評価の後、審判部部長との協議の後、1 回に限り、追加の 5 年間又は新任期中に定年に達する場合には、その定年に至るまで、延長することができる。

(4) 審判部部長は、次のものに対する管理的及び組織的機能を有する。

(a) 規則を制定し、審判部の業務を組織する権限を有する審判部幹部会(「幹部会」)を主宰すること

(b) 幹部会の決定の実行を確実にすること

(c) 幹部会が決定した客観的規準を基にして審判体に事案を割り当てること

(d) 支出推定額を作成するために、審判部の支出需要を常務理事に提出すること

審判部部長は、大審判体を主宰する。

(5) 審判部構成員は、管理委員会によって、任期 5 年として指名される。その任期は、管理委員会による、その業績についての事前の肯定的評価の後、かつ、審判部部長との協議の後、追加の 5 年間又は新任期中に定年に達する場合には、その定年に至るまで延長することができる。

(6) 審判部構成員は任期中に解任されことはないものとするが、解任のための深刻な事由があり、かつ、司法裁判所が、審判部部長の勧告に基づき、管理委員会によってその事件が回付された後及びその構成員が属する審判体議長と協議の上、解任する旨の決定をするときは、この限りでない。

(7) 審判部部長並びに審判部の議長及び構成員は、独立している。これらの者は、自己の決定において、いずれの指令にも拘束されない。

(8) 審判請求に関して大審判体が出した決定又は第 135 条の規定に従い常務理事によって大審判体に付託された法律問題に関する意見は、第 130 条にいう知財庁の決定作成審理を拘束する。

(9) 審判部部長及び審判部の議長及び構成員は、審査官、異議部、登録簿担当部又は取消部の構成員になることができない。

第 136a 条 審判部幹部会及び大審判体

(1) 幹部会は、審判部部長(議長を務める)、審判体の議長及び各年、審判部部長及び審判体議長を除く、全ての審判部構成員の中から選定される構成員によって構成される。そのようにして選定される審判部構成員の数は、審判部部長及び審判体議長を除く審判部構成員の数の4分の1を構成するものとし、必要な場合には、端数は繰り上げる。

(2) 第 135 条(2)にいう大審判体は 9 名の構成員から構成されるものとし、それには、審判部部長、審判体議長、大審判体への付託の前に指定されていた報告者がある場合には、その報告者並びに審判部部長及び審判体議長を除く、審判部の全ての構成員の名称から構成されている一覧から順番に抽出される構成員を含む。

第 136b 条 権限の委任

欧州連合委員会は第 163a 条に従って委任された行為を採択する権限を付与されるものとし、幹部会の設立及び役割を含む、審判部の組織、大審判体の構成、それへの付託に関する規則並びに第 135 条(2)及び(5)に従って、単一の構成員が決定を行う場合の条件に関する詳細を明示する。

第 137 条 除斥及び忌避

(1) 審査官及び知財庁内に設置された部門又は審判部の構成員は、当該事案に個人的利害関係を有する場合又は以前に当事者の 1 の代理人として関与していた場合は、手続に参加することができない。異議部の 3 名の構成員のうちの 2 名は、出願の審査に参加してはならない。取消部の構成員は、登録手続又は異議手続の事件に関する最終決定に関与していた場合は、何れの手続にも参加することができない。審判部の構成員は、審判請求に基づく決定に関与していた場合は、審判請求手続に参加することができない。

(2) (1)にいう理由の 1 のため又はその他の理由のため、ある部門又は審判部の 1 の構成員が自分は何れの手続にも参加すべきでないと考える場合は、同人はその旨をその部門又は審判部に通知しなければならない。

(3) 審査官及び部門又は審判部の構成員は、(1)にいう理由の 1 のために又は不公平の疑いがあるときは、当事者によって忌避を申し立てられることがある。忌避の申立は、忌避の理由を知らながら当事者が手続措置を取った場合は、許容されない。忌避の申立は、審査官又は構成員の国籍を理由とすることはできない。

(4) 部門及び審判部は、(2)及び(3)に規定する場合に取られるべき行為について、当該構成員の関与なしに、決定する。この決定をするために、除斥する構成員又は忌避を申し立てられている構成員は、部門又は審判部において代替りの者によって代えられる。

第 137a 条 調停センター

(1) 第 123b 条(3)の目的で、知財庁は調停センターを設立することができる(「調停センター」)。

(2) 如何なる自然人又は法人も、双方の合意により、本規則又は規則(EC) No. 6/2002 を基にして、紛争の友好的解決を目指し、任意に、調停センターのサービスを使用することができる。

(3) 当事者は、共同請求の方法により、調停を求める。請求は、それに係る費用が納付されるまでは、提出されたとはみなされない。常務理事は、第 144 条(1)に従い、課すべき金額を決定しなければならない。

(4) 紛争事件であって、知財庁の異議部、取消部又は審判部に係属している手続の対象であるもの場合には、調停を求める共同請求は、異議申立通知の提出、取消申請又は無効宣言を求める申請又は異議部若しくは取消部の決定に対する審判請求通知の後の如何なるときにおいても提出することができる。

(5) 上記手続は、調停を求める共同請求の提出日から停止されるものとし、該当する手数料の納付に係る期間以外の期間は中断される。それらの期間は、上記手続が再開された日から、継続する。

(6) 当事者は、(12)にいう一覧から、当該調停に係る言語に通じていることを宣言している調停人を、共同して選定することを求められる。当事者が、そのようにすることを求められてから 20 日以内に、調停人を選定しない場合は、調停は行われなかったとみなす。

(7) 当事者双方は調停人との間で、調停協定の形式により、調停に関する詳細な取り決めに合意しなければならない。

(8) 当事者が和解協定に到達したとき又は当事者の 1 が、調停を終了させることを望んでいる旨を申し立てたとき又は調停人が、当事者がそのような合意に達しなかつてことを証明したときには、調停人は速やかに調停手続を終結させる。

(9) 調停人は、調停手続が終結された場合には、当事者並びに知財庁において関連する権限を有する部門に速やかに通知しなければならない。

(10) 調停の枠組内で行われた討議及び交渉に関しては、調停に参加した全ての者、特に、調停人、当事者及びその代理人が守秘義務を負う。調停の間に提出された書類及び情報は、知財庁に対する他の手続のファイルから分離して保管されるものとし、かつ、その一部とはされない。

(11) 調停は、当事者双方が合意した、欧州連合の公用語の 1 によって行われる。調停が、知財庁に係属している紛争に関連している場合には、調停は、当事者双方が別段の合意をする場合を除き、知財庁における手続の言語によって行われなければならない。

(12) 知財庁は、紛争解決のために当事者を支援する調停人の名簿を作成する。それらの調停人は、独立性を有しており、かつ、関連する技量と経験を有していなければならない。名簿は、知財庁に雇用されている調停人及びそのように雇用されてはいない調停人を含むことができる。

(13) 調停人はその責務の行使において不偏でなければならず、また、指名されるときには、実際の又は認知される利害衝突を申し出なければならない。第 130 条に列記した、決定をする権限を有する知財庁の部門の構成員は、次に掲げる事件に関する調停には参加することができない。

(a) 調停に回されることになった手続に以前に関与していた場合

(b) これらの手続に個人的利害関係を有する場合、又は

(c) 当事者の 1 の代理人として前に関与していた場合

(14) 調停人は、調停が失敗した結果再開される手続に関し、第 130 条に列記した、決定をする権限を有する知財部の構成員として参加することができない。

(15) 知財庁は、調停に関連する、承認されている他の国内又は国際機関と協力することが

できる。

第5節 予算及び財政の監督

第138条 予算委員会

- (1) 予算委員会は、本節において同委員会に割り当てられている機能を有する。
- (2) 第125条及び第126条、第127条(1)から(4)まで及び(5)を、議長及び副議長の選定に関する限りにおいて、(6)及び(7)を予算委員会に準用する。
- (3) 予算委員会は加盟国の絶対多数によりその議決を行う。ただし、第140条(3)及び第143条に基づいて予算委員会が権限を与えられている決定については、加盟国の3分の2以上の多数による議決を必要とする。両議決において、各加盟国は1票の投票権を有する。

第139条 予算

- (1) 知財庁の全ての収入および支出の見積もりは、会計年度ごとに作成され、知財庁の予算の形で示される。各会計年度は、暦年と一致する。
- (2) 予算に示される収入および支出は、均衡していなければならない。
- (3) 収入に含まれるものは、他の種類の収入に不利な影響を与えることなく、本規則の付表Iに基づいて納付される手数料の総額、規則(EC) No. 6/2002に定められている手数料の総額、欧州連合を指定する国際登録に関して、本規則第145条にいうマドリッド議定書に基づいて納付される手数料の総額及びマドリッド議定書の契約当事国に対するその他の納付、欧州連合を指定する国際登録に関して、規則(EC) No. 6/2002の第106c条にいうジュネーブ法に基づいて納付される手数料の総額及びジュネーブ法の契約当事者に対するその他の納付並びに必要な範囲で、欧州連合の一般予算のコミッションという特定の項目に計上される交付金とする。
- (4) 知財庁は毎年、加盟国の中央工業所有権官庁によって、ベネルクス知財庁によって、及び加盟国によって指名された上記以外の関連機関によって、次に掲げる業務及び手続の関連において、EU商標制度の機能部分としてそれらが実行した特定の業務の結果生じた経費を相殺しなければならない。
 - (a) 加盟国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁に対する、EU商標に係る異議申立及び無効手続
 - (b) ヘルプデスク及び情報センターを通じる、EU商標制度の機能に関する情報の提供
 - (c) 第9条(4)の規定による措置を含む、EU商標の実施
- (5) (4)において特定される経費についての全体的相殺は、知財庁の年間収入の5%に相当する。本項の第3段落に害を及ぼさないものとするが、管理委員会は、知財庁からの提案に基づき、及び予算委員会と協議の上、下記の公平、公正、関連する指標を基にし、配分基準を決定する。
 - (a) 個々の加盟国の出願人から生じるEU商標出願の年間件数
 - (b) 個々の加盟国における国内商標出願の年間件数
 - (c) 個々の加盟国におけるEU商標の所有者によって提出された異議申立及び無効宣言を求める申請の年間件数
 - (d) 第95条に従って個々の加盟国によって指定されたEU商標裁判所に提起された事件の年

間件数

(4)にいう経費を具体化するために、加盟諸国は各年の3月31日までに知財庁に対し、前年度に関する本項の第1段落の(a)から(d)までに言及した数字を証明する統計資料を提出しなければならない。その資料は、管理委員会に対してする提案に含まれる。

公平性を理由として、加盟各国において(4)にいう機関が負担した経費は、本項に定められている相殺総額の少なくとも2%に相当するとみなす。

(6) (4)において言及し、所与の年に生じた経費を相殺することに関する知財庁の責任は、その年に予算不足が生じない場合に限り適用する。

(7) 予算上の剰余があり、かつ、(10)の規定に不利な影響を及ぼさないことを条件として、管理委員会は、知財庁による提案に基づき、かつ、予算委員会と協議した後、(5)に定めた比率を最大で知財庁の年間収入の10%まで引き上げることができる。

(8) 本条の(4)から(7)まで、及び(10)並びに第123b条及び第123c条に不利な影響を与えないことを条件とするが、実質的剰余が5年継続して生じている場合には、予算委員会は、知財庁からの提案に基づき、かつ、第124条(1)(a)及び(b)にいう、年次業務計画及び多年次の戦略計画に従い、3分の2以上の多数により、2016年3月23日以降に生じる剰余金を欧州連合の予算に移転するよう決定する。

(9) 知財庁は2年毎に、第123c条(5)及び(6)並びに第139条(5)及び(7)に基づく財政的運営を含む、その財政的状況に関し、欧州議会、欧州連合理事会及び欧州連合委員会に対する報告書を作成する。欧州連合委員会は、その報告を基にして、知財庁に関する財務状況を見直す。

(10) 知財庁は、その業務の継続性及び責務の実行を確保するために1年間の事業支出を担保する準備資金を用意する。

第140条 予算の準備

(1) 庁長官は、毎年、翌年度のために知財庁の収入及び支出の見積を作成し、かつ、それを部署一覧とともに毎年3月31日までに予算委員会に送付する。

(2) 予算見積が連合交付金について規定している場合は、予算委員会はその見積を欧州連合委員会に直ちに転送し、欧州連合委員会はそれを連合の予算当局に転送する。欧州連合委員会は、代替案とともにその見積に意見を付すことができる。

(3) 予算委員会は、知財庁の部署一覧を含む予算を採択する。予算見積が連合の一般予算からの交付金を含む場合は、知財庁の予算は、必要に応じて調整される。

第141条 監査及び監督

(1) 内部監査機能は、関係国際基準を遵守して遂行するために知財庁内に設置される。長官が任命する内部監査人は、知財庁の予算執行体制及び手続の正当な運用を立証することにつき長官に対して責任を有する。

(2) 内部監査人は、管理及び監督体制の質に関する独立の意見を発行することにより、また、運用の実施条件を改善し、健全な財政管理を増進する勧告を発行することにより、リスクの取扱いに関して長官に助言する。

(3) 内部監査人の業務の実施に適する内部監督体制及び手続を整備する責任は、権限ある幹部職員にある。

第 141a 条 詐欺防止

- (1) (1) 欧州議会及び欧州理事会の規則(EU, Euratom) No. 883/2013に基づく、詐欺、汚職その他の不法行為に対する戦いを促進するために、知財庁は、欧州詐欺防止庁(OLAF)による内部調査に関する1999年5月25日の機関相互の協定に加入し、その協定の付表に記載されているテンプレートを使用し、知財庁の全職員に適用する適切な規定を採択する。
- (2) 欧州監査人裁判所は、書類を基に現場で、知財庁からの欧州連合資金を受領した全ての給付金受領者、契約者及び下請け契約者を監査する権限を有する。
- (3) OLAF は規則(EU, Euratom) no 883/2013 及び理事会規則(EU, Euratom) No. 2185/96 に定められている規定及び手続に従って、知財庁による給付金又は知財庁が資金を提供する契約に関して欧州連合の財政的権利に影響を及ぼす詐欺、汚職その他の不法行為がなかったか否かを確認するために、現場での点検及び検証を含め、調査をすることができる。
- (4) (1), (2) 及び(3)の規定を害することなく、第三国及び国際機関との協定、知財庁の契約、給付協定及び給付決定は、欧州監査人裁判所及び OLAF に、その個々の権限に従って、そのような監査及び調査を行う権限を明示して与える規定を含む。
- (5) 予算委員会は、実施する手段の経費・効果を考慮し、詐欺の虞に対して適切な詐欺防止戦略を採択する。

第 142 条 会計監査

- (1) 長官は、毎年、3月31日までに前会計年度の知財庁の総収入及び総支出の報告を欧州連合委員会、欧州議会、予算委員会及び会計監査院に送付する。会計監査院は、条約第 248 条に従い、それを審査する。
- (2) 予算委員会は、予算の実行に関して、知財庁長官に対し責任解除をする。

第 143 条 財政規定

予算委員会は、欧州連合の会計監査院及び欧州連合委員会の意見を聞いた上で、特に、知財庁の予算を確定して実行するための手続を定める内部財政規定を採択する。知財庁の特性と適合する限り、財政規定は、連合によって設立された他の機関のために採択された財政規則に基づく。

第 144 条 手数料、料金及び納付期日

- (1) 常務理事は、別表 I に記載したもの以外の、知財庁が提供する業務に課す金額並びに欧州連合商標公報、知財庁の公報並びに知財庁が発行するその他の刊行物に課す金額を定める。その金額はユーロ建てとし、知財庁の公報によって公告する。個々の料金の額は、知財庁が提供する特定の役務の費用を賄うのに必要な額を超えてはならない。
- (2) 支払期日が本規則に明記されていない手数料及び料金は、手数料又は料金が生じる役務を求める請求書の受領日とする。
- 常務理事は予算委員会の承諾を得て、第 1 段落にいう役務の何れかは、それに対する手数料又は料金の先払いを必要としない旨を決定することができる。

第 144a 条 手数料及び料金の納付

(1) 知財庁に対して納付されるべき手数料及び料金は、支払又は知財庁が所有する銀行口座への振込によって納付される。

常務理事は予算委員会の承認を得て、第 1 段落に記載した納付以外の特定の目的の方法、特に知財庁に保有する当座口座における預金という方法を使用することができる旨を定めることができる。

第 2 段落の規定によって行われた決定は、知財庁の公報に公告される。

第 2 段落の規定に従って設定されるそれ以外の方法によるものを含む全ての納付は、ユーロによって行われる。

(2) 全ての納付は、納付をする者の名称を表示し、かつ、知財庁がその納付の目的を直ちに確認できるようにするのに必要な情報を含んでいなければならない。特に、下記の情報が提出されなければならない。

(a) 出願手数料が納付される場合には、その納付の目的、すなわち、「出願手数料」

(b) 異議申立手数料が納付される場合には、異議申立の対象とする EU 商標の出願番号及び出願人の名称並びに納付の目的、すなわち、「異議申立手数料」

(c) 取消手数料及び無効手数料が納付される場合には、その申請の対象とする EU 商標の登録に係る番号及びその所有者の名称並びにその納付の目的、すなわち、「取消手数料」又は「無効手数料」

(3) (2)にいう納付の目的を直ちに確定することができない場合には、知財庁は納付をした者に対し、知財庁が指定した期間内に、その目的について書面で通知するよう要求する。納付した者が、期限内にその要求に従わない場合には、その納付はされなかったとみなす。納付された金額は、返却される。

第 144b 条 納付がされたとみなされる日

(1) 第 144a 条(1)にいう事例の場合は、知財庁に対して納付がされたと見なされる日は、納付又は振込の金額が、知財庁が所有する銀行口座に実際に入金された日とする。

(2) 第 144a 条(1)の第 2 段落にいう支払方法が使用可能な場合には、常務理事はそのような納付がなされた日とみなすべき日を定める。

(3) (1)及び(2)に基づく事例に関し、手数料の納付が、納付期間が終了するまでに行われていないと考えられる場合において、知財庁に対して、加盟国において納付をした者が、納付が行われるべき期間内に、金融機関に対して納付金額を振り込むよう正規に指示し、それに関する手数料の 10%、ただし EUR200 を超えない割増手数料を支払った旨の証拠が提出されるときは、この期間は遵守されたとみなされる。金融機関に対する関連する命令が納付期間の満了より 10 日以上前に出されている場合には、割増手数料の納付の必要はない。

(4) 知財庁は、納付をした者に対して、同庁が指定した期間内に、(3)にいう金融機関への指示が出された日及び必要な場合には、関連する割増手数料の納付に関する指示が出された日に関する証拠を提出するよう要求することができる。上記の者がその要求に従わない場合又は証拠が不十分な場合又は所要の割増料が納付期間内に納付されていない場合には、納付期間は遵守されなかったとみなす。

第 144c 条 不十分な納付及び些少な金額の返還

(1) 原則として、手数料の全額が納付期限内に納付された場合に限り、納付期限は守られたものとみなす。手数料が全額でなく納付された場合には、納付された金額は、納付期間が満了した後に返却される。

(2) 知財庁は、納付期間の終了前の残存している期間内において可能な場合には、納付をする者に不足額を納付する機会を与えること又は正当と考えられる場合には、納付をする者の権利を害することなく、欠落している不足額を無視することができる。

(3) 回収すべき金額が非常に小さいか、又は回収することが非常に不確実な場合には、常務理事は、予算委員会の同意を得て、未納金を強制的に取り立てる手続を放棄することができる。

(4) 手数料又は料金に関して過剰な金額が納付された場合には、その金額が少額であって、当事者が明示してその返還を要求していない場合には、返還されない。

常務理事は、予算委員会の同意を得て、手数料又は料金に関して納付された過剰金額を返却しないことにするための上限を定めることができる。

第 2 段落の規定による決定は、知財庁の公報に公告する。

第 XIII 編 標章の国際登録

第 1 節 一般規定

第 145 条 規定の適用

本編に別段の規定がない限り、本規則及びその実施規則は、マドリッドにおいて 1989 年 6 月 27 日に採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願(以下それぞれ「マドリッド議定書」及び「国際出願」という)であって EU 商標出願又は EU 商標に基づくもの並びに世界知的所有権機関の国際事務局が保持する国際登録簿における標章の登録(以下それぞれ「国際事務局」及び「国際登録」という)であって欧州連合を指定しているものに適用する。

第 2 節 EU 商標出願及び EU 商標を基礎とする国際登録

第 146 条 国際出願の提出

- (1) EU 商標出願又は EU 商標を基礎とするマドリッド議定書第 3 条による国際出願は、知財庁に提出しなければならない。
- (2) 国際出願の基礎となる標章が EU 商標として登録される前に国際出願が提出される場合は、国際登録の出願人は、その国際登録が EU 商標の出願又は登録を基礎にしているか否かを表示しなければならない。国際登録が、EU 商標が一旦登録されたときはそれを基礎とすることになっている場合は、国際出願は、EU 商標の登録日に知財庁に受領されたものとみなす。

第 147 条 国際出願の様式と内容

- (1) 国際出願は、知財庁によって提供される様式を使用して、欧州連合の公用語の 1 によって提出しなければならない。出願人が出願するときに、その様式上で別段の指定をしていない限り、知財庁は、標準様式における出願言語によって出願人と通信する。
- (2) 国際出願がマドリッド議定書に基づいて許された言語の 1 でない言語によって提出される場合には、出願人は、それらの言語の中から第 2 言語を表示しなければならない。これは知財庁が当該国際出願を国際事務局に対して提出するときの言語とする。
- (3) 国際出願が国際出願のためにマドリッド議定書に基づいて許された言語の 1 以外の言語によって提出される場合には、出願人は、(2)の規定に従って国際出願を国際事務局に対して提出する際の言語による商品及びサービスの一覧の翻訳文を提出することができる。
- (4) 知財庁はできるだけ早く国際出願を国際事務局に送付しなければならない。
- (5) 国際出願の提出は、知財庁に対する手数料の納付を必要とする。第 146 条(2)第 2 文にいう事件に関しては、手数料の納付期日は EU 商標の登録日とする。出願は、所要の手数料が支払われるまでは、提出されていないものとみなす。
- (6) 国際出願は実施規則に定められている関連条件を満たさなければならない。
- (9) 欧州連合委員会は、実施手続を採択するものとし、(1)の規定による国際出願の提出のために使用されるべき正確な様式を、その要素を含めて規定する。

第 148 条 ファイル及び登録簿における記録

- (1) EU 商標出願を基礎とした国際登録の日付及び番号は、当該出願のファイルに記録される。出願が EU 商標となったときは、国際登録の日付及び番号は登録簿に登録される。
- (2) EU 商標を基礎とした国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録される。

第 148a 条 基礎出願又は基礎登録の無効についての通告

- (2) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、マドリッド議定書第 6 条(3)による通知義務並びに当該通知に関連する時点における通知義務の対象となる個々の事実及び決定を指定する。これらの実施行為は本規則第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 149 条 国際登録の後での領域的拡張の請求

- (2) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、本条(1)の規定による領域的拡張の請求に関する要求の詳細を指定する。これらの実施行為は本規則第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 150 条 国際手数料

マドリッド議定書に基づいて国際事務局に対し納付を要する如何なる手数料も、国際事務局に対し直接納付しなければならない。

第 3 節 欧州連合を指定する国際登録

第 151 条 欧州連合を指定する国際登録の効力

- (1) 欧州連合を指定する国際登録は、マドリッド議定書第 3 条(4)によるその登録の日から、又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による欧州連合のその後の指定日から、EU 商標出願と同じ効力を有する。
- (2) マドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)に従い拒絶について通知されなかったとき又はそのような拒絶が取り下げられたときは、欧州連合を指定する標章の国際登録は、(1)にいう日から EU 商標としての標章の登録と同じ効力を有する。
- (3) 第 9 条(3)の適用上、第 152 条(1)による欧州連合を指定する国際登録の詳細の公告は、EU 商標出願の公告に取って代わり、また、第 152 条(2)による公告は、EU 商標の登録の公告に取って代わる。

第 152 条 公告

- (1) 知財庁は、マドリッド議定書第 3 条(4)により欧州連合を指定する標章の登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による欧州連合のその後の指定日、国際出願の言語及び出願人が表示した第 2 言語、国際事務局が官報により公告した国際登録の番号及び当該登録の公告日、標章の複製並びに請求される保護の対象である商品及びサービスの類の番号について、公告する。
- (2) 欧州連合を指定する国際登録の保護の拒絶がマドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)に従い一切通知されなかったとき、又はそのような拒絶が取り下げられたときは、知財庁は、この事実について、国際登録の番号及び該当する場合は国際事務局が官報により公告した当該登

録の公告日と共に公告する。

第 153 条 先順位

(1) 欧州連合を指定する国際登録の出願人は、国際出願において、ベネルクス諸国において登録された商標を含み加盟国において登録されたか又は第 34 条に定める通り加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 欧州連合を指定する国際登録の所有者は、第 152 条(2)による当該登録の効力の公告日から、ベネルクス諸国において登録された商標を含み加盟国において登録されたか又は第 35 条に定める通り加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の先順位を知財庁に主張することができる。知財庁は、国際事務局にその旨を通知する。

第 153a 条 知財庁に対して主張される先順位

(6) 欧州連合委員会は実施行為を採択するものとし、本条(1)に基づく先順位の主張及び本条(5)の規定により通知されるべき情報の詳細を指定する。これらの実施行為は第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 154 条 商品及びサービスの指定並びに絶対的拒絶理由についての審査

(1) 欧州連合を指定する国際登録は、第 28 条(2)から(4)までの規定への適合及び絶対的拒絶理由について、EU 商標出願の場合と同様の審査を受ける。

(2) 欧州連合を指定する国際登録が、国際事務局によってされた登録の対象である商品及びサービスの全部又は一部について、本規則第 28 条(4)又は第 37 条(1)の規定による保護によって不適格であると認定された場合には、知財庁はマドリッド議定書の第 5 条(1)及び(2)に従い、国際事務局に対し、拒絶についての職権による仮の通知を出さなければならない。

(3) 国際登録の所有者が、第 92 条(2)の規定により、知財庁に対して代理人を起用する義務を負っている場合には、(2)にいう通知は、第 93 条(1)の意味での代理人を指名する招請を含まなければならない。

(4) 仮拒絶の通知は、その根拠とする理由を述べなければならない。また、国際登録の所有者が意見書を提出できる期間及び該当する場合には、代理人を指名する期間を指定しなければならない。上記の期間は、知財庁が仮拒絶を発行した日に開始する。

(5) 知財庁が、欧州連合を指定する国際出願が本規則第 161b 条の規定による第 2 言語の表示を含んでいないことを発見した場合には、知財庁は、マドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)の規定により、拒絶についての職権による仮通知を発行しなければならない。

(6) 国際登録の所有者が所定の期間内に、保護を拒絶する理由を克服しない、又は該当する場合には、代理人を指名すること又は第 2 言語を示すことをしなかった場合には、知財庁は、国際登録の登録対象である商品及びサービスの全部又は一部に関する保護を拒絶する。保護の拒絶は、EU 商標出願の拒絶に取って代わる。この拒絶については、第 58 条から第 65 条までに従い、審判請求することができる。

(7) 第 156 条(2)にいう異議申立期間の開始時に、知財庁が(2)の規定による、拒絶についての職権による仮通知を出していない場合には、知財庁は、国際事務局に陳述書を送付し、第 37 条の規定による絶対的拒絶理由についての審査は完了しているが、その国際登録は、異議申立又は第 3 者の意見の対象である旨を示さなければならない。この暫定陳述書は、保護を

付与する最終陳述書が発行される前の如何なるときにおいても、知財庁が自発的に絶対的理由の審査を再開する権利を害さない。

(8) 欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、国際事務局に送付する、保護についての職権による仮拒絶の通知において、及び保護に関する最終的付与又は拒絶に関して、国際事務局に送付する最終連絡において記載されるべき事項を指定する。これらの実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 155 条 調査

(1) 知財庁が欧州連合を指定する国際登録についての通知を受領した場合には、同庁は第 38 条(1)に規定されている欧州連合調査報告書を作成する。ただし、第 38 条(1)の規定による、調査報告書を求める請求が通知の日から 1 月以内に知財庁に対してされることを条件とする。

(2) 知財庁は、欧州連合を指定する国際登録についての通知を受領次第、その写しを各加盟国の中央工業所有権官庁であって、第 38 条(2)に定められている通りに、自国の商標登録簿を調査する旨の決定を知財庁に通知しているものに送付する。ただしこれは、第 38 条(2)の規定による、調査報告書を求める請求が通知の日から 1 月以内に知財庁に対してなされ、かつ、その期間内に、調査手数料が納付されることを条件とする。

(3) 第 38 条(3)から(6)までを準用する。

(4) 知財庁は、欧州連合調査報告書に引用されている先の EU 商標又は EU 商標出願の所有者に対し、第 152 条(1)に定められているように、欧州連合を指定する国際登録の公告について通知する。この規定は、国際登録の所有者が EU 調査報告書の送付を要求していたか否かに拘わらず適用するが、先の登録又は出願の所有者が通知をしないように要求している場合を除く。

第 156 条 異議申立

(1) 欧州連合を指定する国際登録は、公告された EU 商標出願と同じ方法により、異議申立の対象とされる。

(2) 異議申立書は、第 152 条(1)による公告日の 1 月後に始まる 3 月の期間内に提出しなければならない。異議申立は、異議申立手数料が納付されるまでは正規に行われたものとみなさない。

(3) 保護の拒絶は、EU 商標出願の拒絶に取って代わる。

(4) 欧州連合委員会は第 163a 条により、委任された行為を採択する権限を付与されるものとし、国際事務局に対して行うべき必要な連絡を含め、異議申立の提出及び審査に関する方法を指定する。

第 157 条 国際登録による EU 商標の差替

知財庁は、請求により、EU 商標がマドリッド議定書第 4 条の 2 に従い国際登録により差し替えられたものとみなす旨の通知を登録簿に登録する。

第 158 条 国際登録の効力の無効

(1) 欧州連合を指定する国際登録の効力について、無効を宣言することができる。

(2) 欧州連合を指定する国際登録の効力の無効を求める申請は、第 51 条に規定する取消宣

言を求める申請又は第 52 条若しくは第 53 条に規定する無効宣言を求める申請に取って代わる。

(4) 欧州連合委員会は実施手続を採択し、(3)の規定により国際事務局に対してする通知に記載すべき明細を規定する。これらの実施手続は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 159 条 国際登録による欧州連合の指定の国内商標出願又は加盟国の指定への変更

(1) 国際登録経由による欧州連合の指定が拒絶されたか、又は失効する場合には、国際登録の所有者は欧州連合の指定を次のものに変更するよう要求することができる。

(a) 第 112 条、第 113 条及び第 114 条の規定による国内商標出願

(b) マドリッド議定書の加盟当事国の指定。ただし、変更の請求日にマドリッド議定書に基づき当該加盟国を直接指定することが可能であったことを条件とする。本規則第 112 条、第 113 条及び第 114 条を適用する。

(2) 国際登録経由での欧州連合の指定についての変更から生じる、国内商標出願又はマドリッド議定書当事国の指定は、その加盟国に関しては、マドリッド議定書第 3 条(4)の規定による国際登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)の規定による欧州連合への拡張の日(後者が国際登録の後に行われる場合)又は当該登録の優先日及び該当する場合には、本規則第 153 条に基づいて主張された当該加盟国の商標の先順位を享受する。

(3) 変更請求は公告する。

(10) 欧州連合委員会は、実施行為を採択するものとし、次のことを指定する。

(a) (4) 及び(7)にいう変更請求に記載されるべき事項

(b) (3)の規定による変更請求の公告に記載されるべき事項

実施行為は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 160 条 国際登録の対象標章の使用

第 15 条(1)、第 42 条(2)、第 51 条(1)(a)及び第 57 条(2)の適用上、第 152 条(2)による出願日は、欧州連合を指定する国際登録の対象である標章がその日から連合において真正な使用に供さなければならない日を確定する目的の登録日を取って代わる。

第 161 条 変更

(1) (2)に従うことを条件として、EU 商標出願に適用される規定は、マドリッド議定書第 9 条の 5 の規定による、国際登録の EU 商標出願への変更を求める申請に準用する。

(2) 変更を求める申請が、第 152 条(2)の規定により、その明細が公告されている欧州連合を指定する国際登録に関するものであるときは、第 37 条から第 42 条までは適用されない。

(6) 欧州連合委員会は、実施行為を採択し、本条(3)の規定による、変更申請に含まれるべき事項を指定する。これらの実施手続は、第 163 条(2)にいう審査手続に従って採択される。

第 XIV 編 最終規定

第 163 条 欧州連合委員会の手続

(1) 欧州連合委員会は、実施規則に関する委員会の補佐を受ける。その委員会は、欧州議会及び理事会の規則 (EU) No. 182/2011 の意味における委員会とする。

(2) 本項を参照する場合には、規則 (EU) No. 182/2011 の第 5 条を適用する。

第 163a 条 委任の行使

(1) 委任された行為を採択する権限は、本条に記載されている条件に従うことを条件として、欧州連合委員会に付与される。

(2) 第 42a 条、第 43 条(3)、第 57a 条及び第 65a 条、第 77 条(4)、第 78 条(6)、第 79 条(5)、第 79b 条(2)、第 79c 条(5)、第 80 条(3)及び第 82a 条(3)、第 93a 条及び第 136b 条及び第 154a 条(3)及び第 156 条(4)にいう権限の委任は、2016 年 3 月 23 日から不確定の期間について欧州連合委員会に与えられる。同委員会が通常の慣行に従い、また、委任された行為を採択する前に、加盟諸国の専門家を含む専門家と協議を行うことは、特に重要なことである。

(3) (2)にいう権限の委任を欧州議会又は欧州連合理事会はいつでも取り消すことができる。取り消す旨の決定は、その決定に記載されている権限の委任を終了させる。その決定は、欧州連合の公報におけるその決定の公告の翌日又はそこに示されているそれより遅い日から効力を生じる。その決定は、既に実施されている委任された行為の効力に影響を及ぼさない。

(4) 欧州連合委員会は、手続を採択した後、速やかに、欧州議会及び欧州連合理事会に同時に通知する。

(5) 第 42a 条、第 43 条(3)、第 57a 条及び第 65a 条、第 77 条(4)、第 78 条(6)、第 79 条(5)、第 79b 条(2)、第 79c 条(5)、第 80 条(3)及び第 82a 条(3)、第 93a 条、第 136b 条及び第 154a 条(3)及び第 156 条(4)の規定による委任された行為は、欧州議会又は欧州連合理事会の何れから、その行為についての欧州議会及び欧州連合理事会への通知から 2 月以内に反対が表明されないか、又は前記期間の満了前に、欧州議会及び欧州連合理事会の両方が、それらが反対しない旨を欧州連合委員会に通知している場合に限り効力を生じる。当該期間は欧州議会又は欧州連合理事会の発意により 2 月の期間延長することができる。

第 165 条 連合の拡張に関する規定

(1) ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、クロアチア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア及びスロバキア(以下「新加盟国」という)の加盟の日から、加盟の各日付前に本規則により登録され又は出願された EU 商標は、連合全域において同等の効力を有するように、それら加盟国の領域に拡張する。

(2) 加盟日現在において出願中である EU 商標の登録は、第 7 条(1)に列挙する絶対的拒絶理由が新加盟国の加盟のみを理由として適用可能になったときは、これら何れの絶対的理由を基礎としても拒絶することができない。

(3) EU 商標の登録出願が加盟日前 6 月中に行われている場合において、第 8 条の意味における先の商標又はその他の先の権利が加盟前に新加盟国において取得されたときは、第 41 条により異議申立をすることができる。ただし、それが公正に取得されたこと及び出願日若しくは該当する場合は優先日又は新加盟国における先の商標若しくはその他の先の権利の取得

日が EU 商標出願の出願日若しくは該当する場合は優先日に先行することを条件とする。

(4) (1)にいう EU 商標は、次の規定によっては無効と宣言することができない。

(a) 無効理由が新加盟国の加盟のみを理由として適用可能となったときは、第 52 条

(b) 先の国内権利が加盟日前に新加盟国において登録、出願又は取得されたときは、第 53 条(1)及び(2)

(5) (1)にいう EU 商標の使用は、先の商標又はその他の先の権利が新加盟国の加盟日前にその国において公正に登録され、出願され若しくは取得されたか、又は該当する場合はその国の加盟日前に優先日を有するときは、第 110 条及び第 111 条により禁止することができる。

第 165a 条 評価及び見直し

(1) 2021 年 3 月 24 日までに、及びその後の 5 年毎に、欧州連合委員会は本規則の実施を評価する。

(2) その評価は、知財庁と加盟各国の中央工業所有権官庁及びベネルクス知財庁との間の協力に関する法的枠組みを、第 123c 条に定めた財政的仕組みに特別な注意を払いながら見直す。その評価は更に、知財庁及びその業務慣行の影響、有効性及び効率を査定する。評価は特に、知財庁の指示を変更することについての必要の可能性及び当該変更をした場合の財政的影響に対処する。

(3) 欧州連合委員会は評価報告書を、その報告書を基にして作成された結論を添えて、欧州議会、欧州連合理事会、管理委員会に送付する。評価の結論は公表される。

(4) 全ての第 2 回の評価の折に、知財庁の目的、指示及び責務を考慮して、知財庁が達成した結果の評価をしなければならない。

第 166 条 廃止

付表 I に述べた文書により修正された規則(EC)No. 40/94 は廃止する。廃止された規則への言及は、本規則への言及と解釈し、かつ、付表 II の対照表に従い読み替える。

第 167 条 施行

(1) 本規則は、欧州連合公報におけるその公布日の 20 日後に施行する。

(2) 加盟国は、規則(EC)No. 40/94 の施行後 3 年以内に第 95 条及び第 114 条を実施する目的で必要な措置を講じる。

本規則は、全加盟国において全面的に拘束し、かつ、直接適用される。

付表 I 手数料金額

A. 本規則に基づいて知財庁に納付されるべき金額は次の通りとする(ユーロ建)。

- (1) 個々の EU 商標(第 26 条(2))に関する基本出願手数料 : EUR 1000
- (2) 電子的手段による個々の EU 商標に関する基本出願手数料(第 26 条(2)) : EUR 850
- (3) 個々の EU 商標に関する, 商品及びサービスの第 2 の類についての手数料(第 26 条(2)) : EUR 50
- (4) 個々の EU 商標に関する, 2 を超える商品及びサービスの個々のクラスについての手数料(第 26 条(2)) : EUR 150
- (5) EU 団体標章又は EU 証明標章に関する基本出願手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 1800
- (6) 電子的手段による EU 団体商標又は EU 証明標章に関する基本出願手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 1500
- (7) EU 団体標章又は EU 証明標章の第 2 の類の商品及びサービスに関する手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 50
- (8) EU 団体標章又は EU 証明の 2 を超える商品及びサービスの個々の類に関する手数料(第 26 条(2)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 150
- (9) EU 商標出願(第 38 条(2))又は欧州連合を指定する国際登録(第 38 条(2)及び第 155 条(2))に関する調査手数料 : EUR 12 に, 第 38 条(2)にいう中央工業所有権庁の数を乗じたもの : その金額及びその後の変更は, 知財庁が知財庁の公報によって公告する。
- (10) 異議申立手数料(第 41 条(3)) : EUR 320
- (11) 個々の EU 商標に関する基本更新手数料(第 47 条(3)) : EUR 1000
- (12) 電子的手段による, 個々の EU 商標に関する基本更新手数料(第 47 条(3)) : EUR 850
- (13) 個々の EU 商標に関する商品及びサービスの第 2 の類についての更新手数料(第 47 条(3)) : EUR 50
- (14) 個々の EU 商標に関する, 2 を超える商品及びサービスの各類についての更新手数料(第 47 条(3)) : EUR 150
- (15) EU 団体標章又は EU 証明標章に関する基本更新手数料(第 47 条(3))及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 1800
- (16) 電子的手段による, EU 団体標章又は EU 証明標章の更新のための基本手数料(第 47 条(3)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 1500
- (17) EU 団体標章又は EU 証明標章の商品及びサービスの第 2 の類についての更新手数料(第 47 条(3))及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 50
- (18) EU 団体標章又は EU 証明標章に関する商品及びサービスの 2 を超える個々の類についての更新手数料(第 47 条(3)及び第 66 条(3)又は第 74a 条(3)) : EUR 150
- (19) 更新手数料の納付遅延及び更新請求書の提出遅延に関する割増手数料(第 47 条(3)) : 遅延した更新手数料の 25%, 最高 EUR 1500
- (20) 取消又は無効宣言を求める申請に関する手数料(第 56 条(2)) : EUR 630
- (21) 審判請求手数料(第 60 条(1)) : EUR 720
- (22) 原状回復申請に関する手数料(第 81 条(3)) : EUR 200
- (23) EU 商標出願又は EU 商標の下記のものへの変更申請手数料(第 113 条(1), 第 159 条(1)を

併用する場合を含む)

(a) 国内商標出願

(b) マドリッド議定書に基づく、加盟国の指定：EUR 200

(24) 手続の継続に関する手数料(第 82 条(1))：EUR 400

(25) 登録されている EU 商標(第 49 条(4))又は EU 商標出願(第 44 条(4))に関する分割宣言手数料：EUR 250

(26) ライセンスその他の権利の登録に関する申請手数料であって、登録 EU 商標についてのもの(2017 年 10 月 1 日より前においては、規則(EC) No. 2868/95 の規則 33(2)；その日より後については、第 22a 条(2))又は EU 商標出願についてのもの(2017 年 10 月 1 日より前においては、(EC) No. 2868/95 の規則 33(2)及びその日より後については第 22a 条(2))

(a) ライセンスの付与

(b) ライセンスの移転

(c) 対物権の設定

(d) 対物権の移転

(e) 差押

1 の登録につき EUR 200、ただし、複数の請求が同一の申請において、又は同時にされる場合には、全体で EUR 1000 をこえない。

(27) ライセンス又はそれ以外の権利の登録の抹消を求める申請(2017 年 10 月 1 日より前においては、規則(EC) No. 2868/95 の規則 35(3)；及びその日からは第 24a 条(3))；抹消 1 件につき EUR 200、ただし、同一の申請によって又は同じときに複数の請求がされる場合は合計 EUR 1000 をこえない。

(28) 登録 EU 商標の改変を求めるための手数料(第 48 条(4))：EUR 200

(29) EU 商標出願の謄本(第 88 条(7)、登録証の謄本(第 45 条(2))又は登録簿の抄本(第 87 条(7))の発行手数料

(a) 無認証の謄本又は抄本：EUR 10

(b) 認証された謄本又は抄本：EUR 30

(30) ファイル閲覧手数料(第 88 条(6))：EUR 30

(31) ファイル・ドキュメント謄本の発行手数料(第 88 条(7))

(a) 無認証謄本：EUR 10

(b) 認証謄本：EUR 30

10 を超えるページ数の各ページに対する追加手数料：EUR 1

(32) ファイルにある情報についての通知を求めるための手数料(第 88 条(9))：EUR 10

(33) 返却されるべき手続経費の決定を見直すことを求める手数料(2017 年 10 月 1 日より前においては、規則(EC) No. 2868/95 の規則 94(4)；及びその日以降は第 85 条(7))：EUR 100

(34) 知財庁に国際出願を提出するための手数料(2017 年 10 月 1 日より前、第 147 条(5)；及びその日以後は第 147 条(4))：EUR 300

B. 国際事務局に支払う金額

I. 欧州連合を指定する国際登録に関する個別の手数料

(1) 欧州連合を指定する国際登録の出願人は、マドリッド議定書第 8 条(7)に従い、国際事

務局に対して、欧州連合を指定するための個別手数料を支払うよう要求される。

(2) 国際登録の所有者であって、国際登録の後にされる、欧州連合を指定する領域的拡張の請求をする者は、マドリッド議定書第 8 条(7)に従い、欧州連合を指定するための個別手数料を国際事務局に支払うよう要求される。

(3) B. I. 1 又は B. I. 2 に基づく手数料の金額は、次の金額に関して、マドリッド協定及び議定書に基づく共通規則の規則 35(2)の規定により、WIPO の常務理事が定める金額のスイスフラン建て等価とする。

(a) 個別商標に関して：EUR 820 プラス、該当する場合には、商品及びサービスの第 2 の類に関して EUR 50 及び国際登録に含まれる 2 を超える商品及びサービスの各類に関して EUR 150

(b) 団体標章又は証明標章に関して：EUR 1400 プラス、該当する場合には、商品及びサービスの第 2 の類に関して EUR 50 及び 2 を超える商品及びサービスの各類に関して EUR 150

II. 欧州連合を指定する国際登録の更新のための個別の手数料

(1) 欧州連合を指定する国際登録の所有者は、マドリッド議定書の第 8 条(7)に従い、国際事務局に対し、国際登録の更新手数料の一部として、欧州連合の指定のための個別手数料を支払うことを要求される。

(2) B. II. 1 にいう手数料の金額は、次の金額に関して、マドリッド協定及び議定書に基づく共通規則の規則 35(2)の規定により、WIPO の常務理事が定める金額のスイスフラン建て等価とする。

(a) 個別商標に関して：EUR 820 プラス、該当する場合には、商品及びサービスの第 2 の類に関して EUR 50 及び国際登録に含まれる 2 を超える商品及びサービスの各類に関して EUR 150

(b) 団体標章又は証明標章に関して：EUR 1400 プラス、該当する場合には、商品及びサービスの第 2 の類に関して EUR 50 及び 2 を超える商品及びサービスの各類に関して EUR 150